

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100万口×10,000円÷10,000口×3.0%＝30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

## 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

### 3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争  
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力  
フォームからお問合せいただけます。

以 上  
(平成 29 年 2 月)

KTM TOUSHIN 1.2

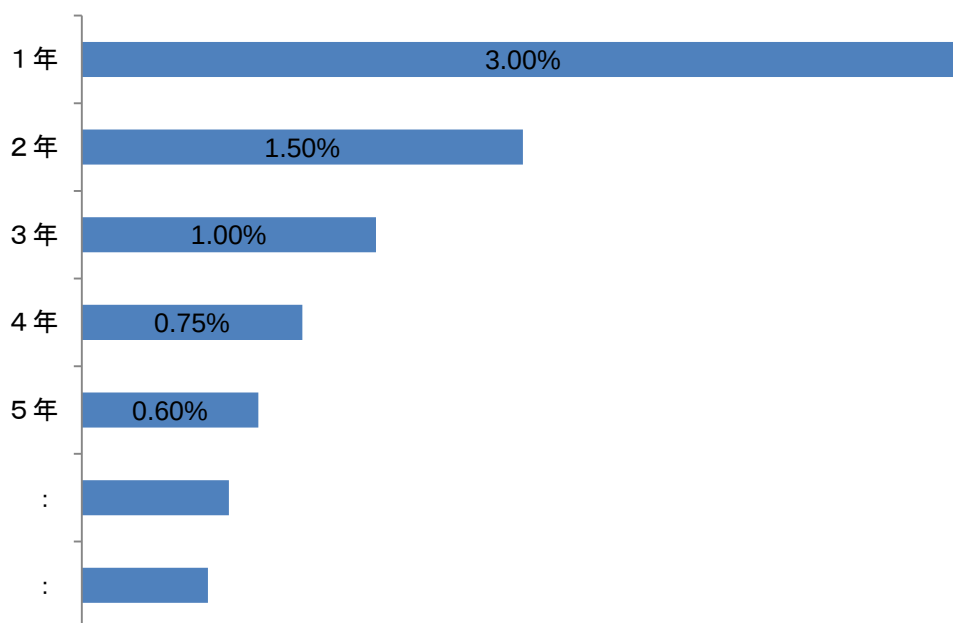
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです  
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

■ 投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】                      【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2017年10月）

# 東京再開発ファンド

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書（交付目論見書）

（訂正事項分）

2019年7月19日

## キャピタル アセットマネジメント株式会社

- この投資信託説明書（交付目論見書）により行なう東京再開発ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年2月26日に関東財務局長に提出し、2019年2月27日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。
- ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

2019年7月19日に有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、2019年2月27日付の投資信託説明書（交付目論見書）（以下「原交付目論見書」といいます。）を新たな情報に訂正するものです。

（注）下線の部分は訂正箇所を示します。

2. 訂正箇所および訂正事項

手続・手数料等

お申し込みメモ（原交付目論見書6頁）

（前 略）

|         |                                                                                                                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入の申込期間 | 2019年2月27日から2020年2月25日まで*<br>※申込期間は上記の期間終了前に、有価証券届出書を提出することによって更新されます。<br>*信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面による決議の結果、 <u>2019年9月13日をもって信託を終了することとなった場合には、申込期間は2019年9月4日までとします。</u> |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（中 略）

|      |                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信託期間 | 2014年1月16日（設定日）から2024年5月27日まで*<br>*信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面による決議の結果、 <u>信託を終了することとなった場合には、信託期間は2019年9月13日までとします。</u> |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（後 略）

# 東京再開発ファンド

追加型投信／国内／株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                      |      |        |               |
|---------|--------|-------------------|---------------------------|------|--------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                    | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態          |
| 追加型投信   | 国内     | 株式                | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式)) | 年2回  | 日本     | ファミリー<br>ファンド |

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

## キャピタル アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第383号  
設立年月日：2004年1月26日  
資本金：280百万円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額：28,739百万円  
(資本金、運用純資産総額は2018年12月末日現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行なう者]

## 三井住友信託銀行株式会社

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行なう東京再開発ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年2月26日に関東財務局長に提出し、2019年2月27日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

[照会先] キャピタル アセットマネジメント株式会社

[電話番号] 03-5259-7401 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

[ホームページ] <http://www.capital-am.co.jp/>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

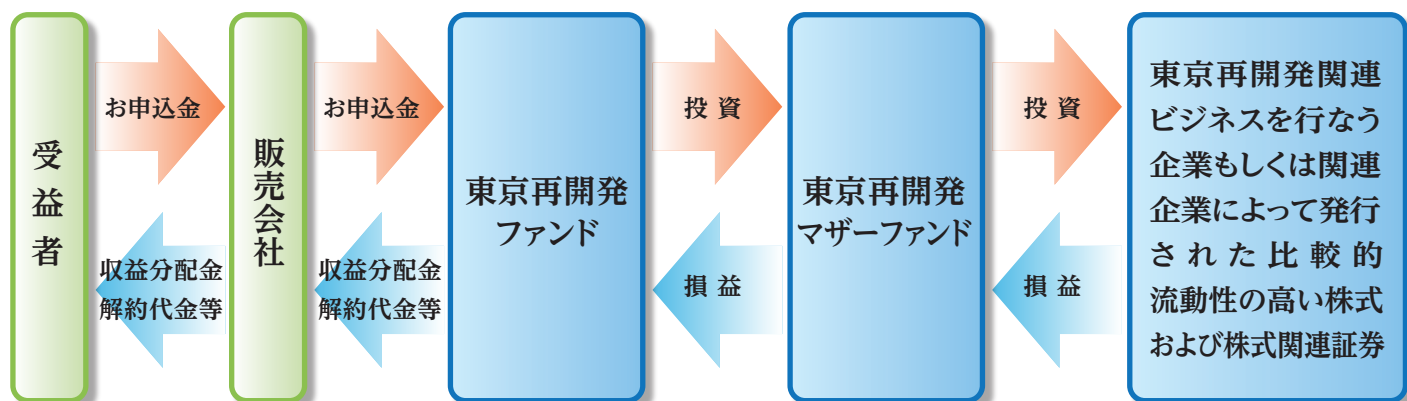
# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、主として、東京再開発関連ビジネスを行なう企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な信託財産の成長を追求します。

## ファンドの特色

### 1 ファミリーファンド方式により運用を行ないます。



### 2 「東京再開発マザーファンド」への投資を通じて、東京再開発関連ビジネスを行なう企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券を主要投資対象とします。

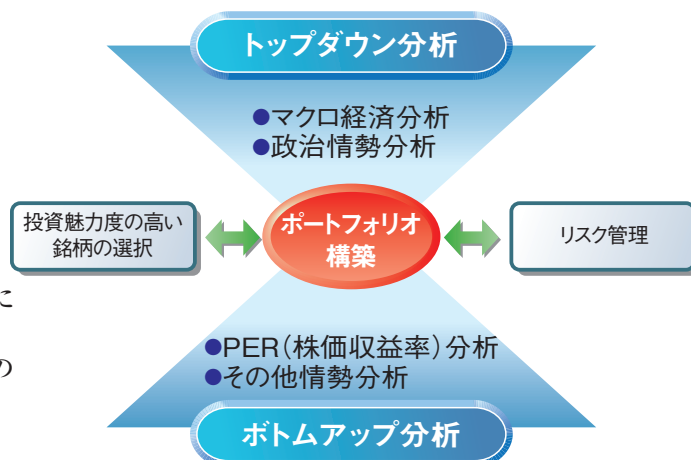
■東京再開発関連ビジネスを行なう企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

### 3 年2回決算を行ない、運用実績等に応じて収益分配を行ないます。

■毎年2回(5月25日及び11月25日。ただし休業日の場合は翌営業日)、決算を行ない収益の分配を行ないます。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

## 運用プロセス

- 東京再開発関連ビジネスを行なう企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券への投資に注力し、分散されたポートフォリオを構築することを目指します。
- 運用は、トップダウン分析とボトムアップ分析を組み合わせたアプローチを用います。
  - ・トップダウン分析ではマクロ経済動向および政治情勢等の見通しについて検討し、投資判断に活かします。
  - ・ボトムアップ分析ではPER（株価収益率）などの指標分析やその他情報等を参考にして各銘柄への配分を決定します。



## 主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への実質投資割合は、制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 外貨建資産へは投資しません。

## 分配方針

年2回（原則として毎年5月25日、11月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行ない、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。



\* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

\* 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、「東京再開発マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、実質的に東京再開発関連ビジネスを行なう企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

## 主な変動要因

|                            |                                                                                                                                                                  |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式の価格変動リスク                 | 当ファンドは、実質的に株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。            |
| 信用リスク                      | 株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。                                               |
| 流動性リスク                     | 急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。 |
| 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク | 解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。                                 |

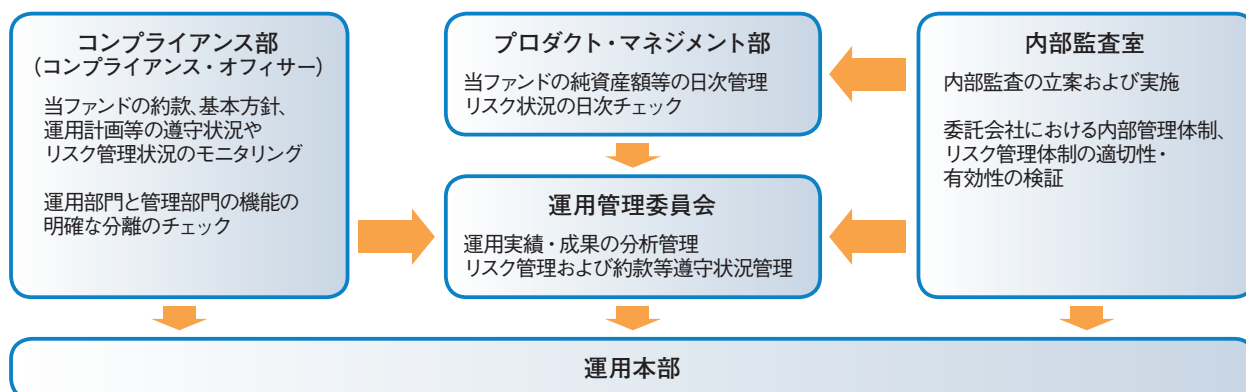
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りとなっております。

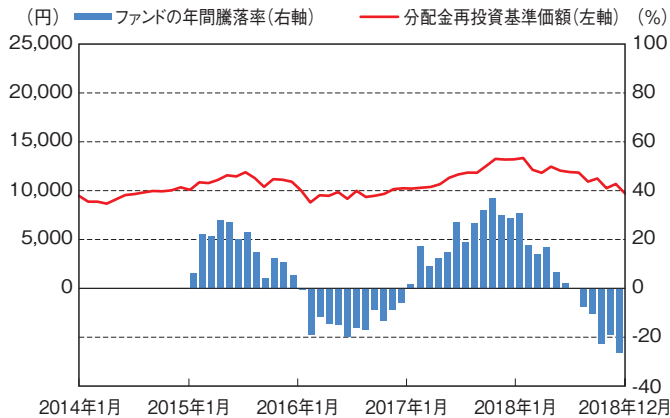


※リスクに対する管理体制は2018年12月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

## (参考情報)

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

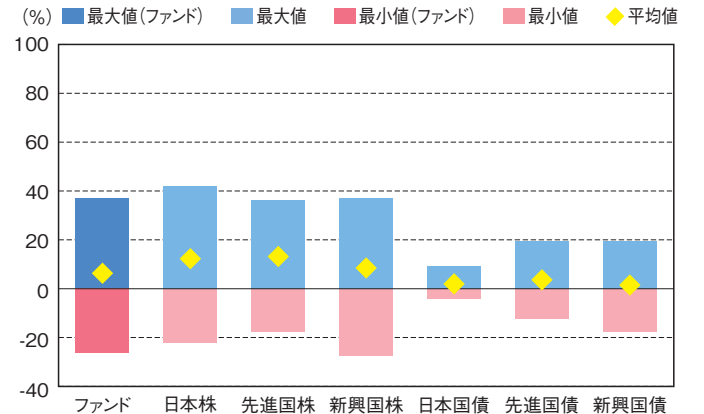
(2014年1月～2018年12月)



\* 税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年1月～2018年12月)



|     | ファンド  | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債 | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 最大値 | 37.0  | 41.9  | 36.2  | 37.2  | 9.3  | 19.3  | 19.3  |
| 最小値 | △26.4 | △22.0 | △17.5 | △27.4 | △4.0 | △12.3 | △17.4 |
| 平均値 | 6.3   | 12.2  | 13.4  | 8.5   | 2.0  | 3.8   | 1.5   |

ファンド : 2015年1月～2018年12月

代表的な資産クラス : 2014年1月～2018年12月

\* 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

\* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### 各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
 先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)  
 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 日本国債…NOMURA-BPI国債  
 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)  
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。  
 なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。  
 なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。  
 なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。  
 なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

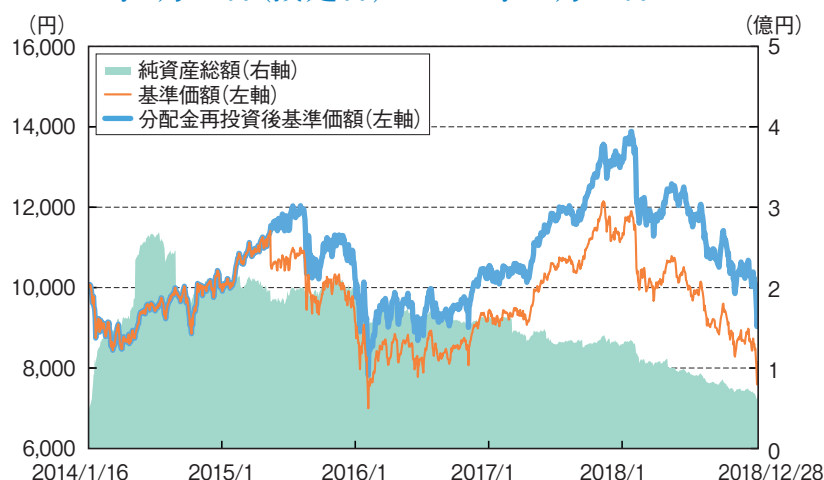
FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

#### JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。  
 なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

基準日：2018年12月28日

## ■基準価額・純資産の推移 2014年1月16日(設定日)～2018年12月28日



※分配金再投資後基準価額は、分配金(税引き前)を再投資したものと計算しています。

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 8,167円 |
| 純資産総額 | 0.66億円 |

## ■分配の推移

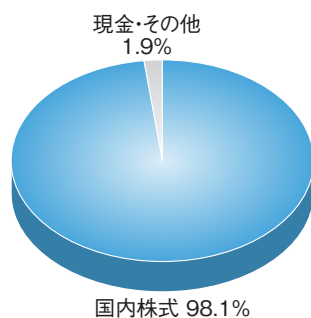
| 決算日         | 分配金額   |
|-------------|--------|
| 2016年11月25日 | 0円     |
| 2017年5月25日  | 0円     |
| 2017年11月27日 | 500円   |
| 2018年5月25日  | 200円   |
| 2018年11月26日 | 0円     |
| 設定来累計       | 1,900円 |

1万円あたり／税引き前

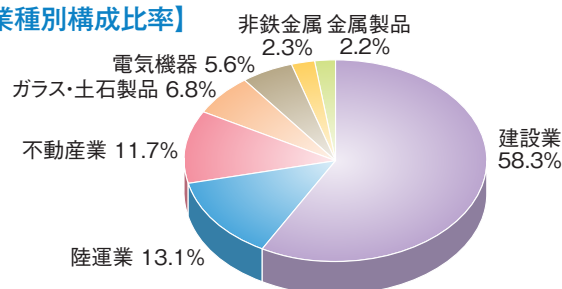
※最近5期分の分配実績を記載しております。

## ■主要な資産の状況 (マザーファンド)

### 【資産配分】



### 【業種別構成比率】



※資産配分の比率は純資産総額に対する評価額の割合、業種別構成比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。

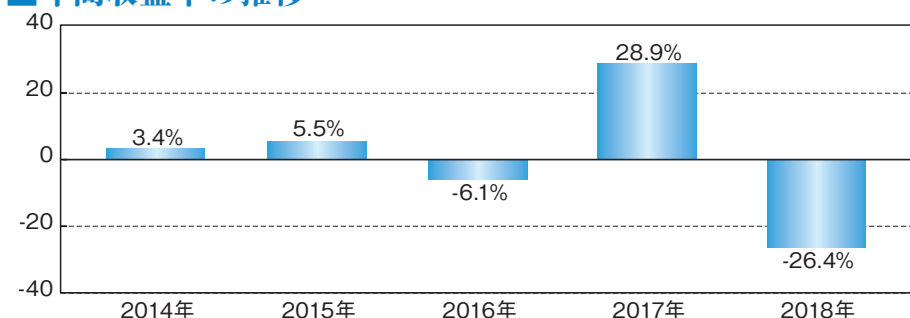
※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

### 【組入上位10銘柄】

組入銘柄数:23

| 銘柄名        | 業種       | 投資比率 |
|------------|----------|------|
| 大和ハウス      | 建設業      | 9.5% |
| 大成建設       | 建設業      | 9.2% |
| 熊谷組        | 建設業      | 9.0% |
| 鹿島建設       | 建設業      | 8.9% |
| 太平洋セメント    | ガラス・土石製品 | 6.7% |
| 西武ホールディングス | 陸運業      | 6.5% |
| 東日本旅客鉄道    | 陸運業      | 6.3% |
| 東急不動産HD    | 不動産業     | 6.0% |
| 京三製作所      | 電気機器     | 5.5% |
| 関電工        | 建設業      | 5.2% |

## ■年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものと計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2014年：設定時(2014年1月16日)から年末までの収益率

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

## お申込みメモ

|                           |                                                                                                                                                |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                      | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。                                                                                                             |
| 購入価額                      | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                         |
| 購入代金                      | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。                                                                                                                        |
| 換金単位                      | 販売会社が定める単位とします。                                                                                                                                |
| 換金価額                      | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から0.3%(信託財産留保額)を控除した価額となります。                                                                                                  |
| 換金代金                      | 原則、換金申込受付日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。                                                                                                    |
| 申込締切時間                    | 原則として午後3時まで、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。                                                                                                       |
| 購入の申込期間                   | 2019年2月27日から2020年2月25日まで<br>※申込期間は上記の期間終了前に、有価証券届出書を提出することにより更新されます。                                                                           |
| 換金制限                      | ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口のご解約請求には制限を設ける場合があります。                                                                                          |
| 購入・換金<br>申込不可日            | 一部換金代金の支払い等に支障を来す可能性があるとして委託会社が定める日には、購入・換金申込はできません。                                                                                           |
| 購入・換金<br>申込受付の中止<br>及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。                                                    |
| 信託期間                      | 2014年1月16日(設定日)から2024年5月27日まで                                                                                                                  |
| 繰上償還                      | 残存口数が減少し運用が困難となった場合やこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、償還となる場合があります。                                                          |
| 決算日                       | 原則、5月25日および11月25日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                 |
| 収益分配                      | 年2回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行ないます。                                                                                                                   |
| 信託金の限度額                   | 500億円                                                                                                                                          |
| 公告                        | 原則、 <a href="http://www.capital-am.co.jp/">http://www.capital-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。                                                       |
| 運用報告書                     | ファンドの決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。                                                                                                      |
| 課税関係                      | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。<br>配当控除、益金不算入制度の適用が可能です。<br>※上記は、2018年12月末日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 |

## ファンドの費用・税金

### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                                 |                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>3.24% (税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。<br>「自動継続投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。 | 販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して <b>0.3%</b>                                                                               |                             |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                            |                   |                       |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に対し、<b>年1.674% (税抜1.55%)</b>の率を乗じた金額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、毎計算期末を含む毎月25日(当該日が休業日のときは、その翌営業日とします。)または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p><b>【運用管理費用(信託報酬)の配分】</b></p> |                   |                       |
|                  | 当該ファンドの純資産総額に対して                                                                                                                                                           | 年1.674% (税抜1.55%) | 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 |
|                  | 内訳<br>(税抜)                                                                                                                                                                 | 委託会社              | 年0.70%                |
|                  |                                                                                                                                                                            | 販売会社              | 年0.80%                |
| その他の費用・手数料       |                                                                                                                                                                            | 受託会社              | 年0.05%                |
|                  | <p>有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用等が信託財産から支払われます。</p> <p>※その他の費用・手数料は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>                        |                   |                       |

※ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期          | 項 目                  | 税 金                                          |
|--------------|----------------------|----------------------------------------------|
| 分配時          | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2018年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より「ジュニアNISA」制度が開始しております。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

東京再開発ファンド  
東京再開発ファンド(米ドルコース)通貨選択型  
東京再開発ファンド(ユーロコース)通貨選択型

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書（請求目論見書）  
（訂正事項分）  
2019. 7. 19

キャピタル アセットマネジメント株式会社

---

本文書は、金融商品取引法第 13 条に定める事項に関する内容を記載した目論見書（「請求目論見書」）です。

本書により行う東京再開発ファンド、東京再開発ファンド(米ドルコース)通貨選択型、東京再開発ファンド(ユーロコース)通貨選択型の受益権の募集については、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2019年2月26日に関東財務局長に提出しており、2019年2月27日にその効力が発生しております。

**【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】**

当ファンドは、「東京再開発マザーファンド」への投資を通じて、実質的に東京再開発関連ビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券など値動きのある有価証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、**元金が保証されているものではありません。**

**当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。**

- 投資信託は、預貯金または保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

## 1. 投資信託説明書(請求目論見書)の訂正理由

2019年7月19日に有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、2019年2月27日付の投資信託説明書(請求目論見書)(以下「原請求目論見書」といいます。)を新たな情報に訂正するものです。

## 2. 訂正箇所および訂正事項

原請求目論見書の該当内容は、以下の内容に訂正いたします。下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

# 第一部【証券情報】

## (7)【申込期間】

2019年2月27日から2020年2月25日まで※

(継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)

※信託契約の解約(繰上償還)にかかる書面による決議の結果、2019年9月13日をもって信託を終了することとなった場合には、申込期間は2019年9月4日までとします。

## (12)【その他】

(略)

### ⑧ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(ご参考)

◆投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度では

- ・原則として受益証券を保有することはできません。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

### ⑨ 振替受益権について信託契約の解約(繰上償還)の予定について

#### 1. 信託終了(繰上償還)の提案の理由

当初の運用方針通り、「東京再開発マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と長期的な信託財産の成長を目指して、運用を行って参りました。しかしながら、このたび、受益権総口数の減少と新規の投資資金の流入が見込めないことから、当初の運用方針を維持することができず、運用の継続が極めて困難になったことから、早期に投資資金の資金回収を行なうことが受益者の利益に資するものと判断し、投資信託約款第42条第2項(①)及び第43条第2項(②③)に規定される「この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき」を適用し、信託終了(繰上償還)に関する書面決議

の手続きをとることといたしました。

## 2. 信託終了に係る書面による決議の日程と手続き

### (1) 信託終了に係る書面による決議の日程

- ① 受益者および受益権の口数の確定日: 2019 年 7 月 23 日
- ② 書面による議決権の行使の期間: 2019 年 7 月 24 日から 2019 年 8 月 16 日まで
- ③ 書面による決議の日: 2019 年 8 月 19 日
- ④ 換金(解約)のお申込受付最終日: 2019 年 9 月 4 日
- ⑤ 信託終了日: 2019 年 9 月 13 日

### (2) 信託終了に係る書面による決議の手続き

2019 年 7 月 23 日時点の各ファンドの受益者の皆様は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを使用することができます。

信託終了(繰上償還)の書面決議について議決権を行使される方は、同封いたしました『議決権行使書面』に必要事項をご記入の上、2019 年 8 月 16 日(必着)までに、ご郵送ください。なお、議決権を行使されない場合は、投資信託約款第 42 条第 4 項(①)及び第 43 条第 4 項(②③)の規定により、当該受益者は本書面決議について賛成するものとみなされます。

本書面決議が可決(賛成した受益者の受益権の合計口数が、2019 年 7 月 23 日現在の受益権総口数の 3 分の 2 以上)となった場合は、2019 年 9 月 13 日をもって信託を終了(繰上償還)いたします。なお、償還価額は、2019 年 9 月 13 日に確定いたします。

本書面決議が可決され、信託終了(繰上償還)が決定した場合でも、2019 年 9 月 4 日までの期間、取扱販売会社においては、書面決議前と同様に、通常通り換金(解約)のお申込みをお受けいたします。

各ファンドは、受益者の方が換金(解約)のお申込みを行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により当該委託会社に対して解約代金が支払われます。

そのため、各ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 2 項に定める委託者指図型投資信託に該当し、本議案に反対された受益者が受託会社に対して投信法第 18 条第 1 項に定める受益権の買取請求を行なうことはできません。

(略)

## **第二部【ファンド情報】**

### **第 2 【管理及び運営】**

#### **3 【資産管理等の概要】**

##### **(3) 【信託期間】**

信託契約締結日から平成36年5月27日までとします。<sup>※</sup>

ただし、信託期間中において、残存口数が減少し運用が困難となったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

※信託契約の解約(繰上償還)にかかる書面による決議の結果、信託を終了することとなった場合には、信託期間は2019年9月13日までとします。

東京再開発ファンド  
東京再開発ファンド(米ドルコース)通貨選択型  
東京再開発ファンド(ユーロコース)通貨選択型

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書  
(請求目論見書)  
2019. 2. 27

キャピタル アセットマネジメント株式会社

---

本文書は、金融商品取引法第 13 条に定める事項に関する内容を記載した目論見書(「請求目論見書」)です。

本書により行う東京再開発ファンド、東京再開発ファンド(米ドルコース)通貨選択型、東京再開発ファンド(ユーロコース)通貨選択型の受益権の募集については、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2019年2月26日に関東財務局長に提出しており、2019年2月27日にその効力が発生しております。

**【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】**

当ファンドは、「東京再開発マザーファンド」への投資を通じて、実質的に東京再開発関連ビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券など値動きのある有価証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、**元金が保証されているものではありません。**

**当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。**

- 投資信託は、預貯金または保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

## 目 次

|                    | 頁   |
|--------------------|-----|
| 第一部 証券情報           | 1   |
| 第二部 ファンド情報         | 4   |
| 第1 ファンドの状況         | 4   |
| 1 ファンドの性格          | 4   |
| 2 投資方針             | 10  |
| 3 投資リスク            | 16  |
| 4 手数料等及び税金         | 21  |
| 5 運用状況             | 25  |
| 第2 管理及び運営          | 39  |
| 1 申込（販売）手続等        | 39  |
| 2 換金（解約）手続等        | 39  |
| 3 資産管理等の概要         | 41  |
| 4 受益者の権利等          | 44  |
| 第3 ファンドの経理状況       | 45  |
| 1 財務諸表             | 47  |
| 2 ファンドの現況          | 72  |
| 第4 内国投資信託受益証券事務の概要 | 73  |
| 第三部 委託会社等の情報       | 74  |
| 第1 委託会社等の概況        | 74  |
| 1 委託会社等の概況         | 74  |
| 2 事業の内容及び営業の概況     | 75  |
| 3 委託会社等の経理状況       | 76  |
| 4 利害関係人との取引制限      | 107 |
| 5 その他              | 107 |
| 信託約款               |     |

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

東京再開発ファンド、東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型、東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型（以下、総称して「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。また、個別に「ファンド」または「各ファンド」あるいは「米ドルコース」、「ユーロコース」、「各コース」ということがあります。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドの受益権は契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託者であるキャピタル アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき500億円を上限とします。

なお、上記金額には、申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。以下同じ。）は含まれていません。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

### (5)【申込手数料】

申込手数料は、購入価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料はかかりません。なお、「分配金受取りコース」「自動継続投資コース」については、後記「(12) その他⑤」をご参照下さい。

**(6) 【申込単位】**

申込単位は、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。詳細については販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

**(7) 【申込期間】**

2019年2月27日から2020年2月25日まで

(継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)

**(8) 【申込取扱場所】**

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込の取扱いを行います。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込の取扱いを行わない場合があります。

申込取扱場所の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

**(9) 【払込期日】**

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。）までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

**(10) 【払込取扱場所】**

受益権の取得申込者は、取得申込代金を申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

当ファンドの受益権に係る振替機関は、次の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**(12) 【その他】**

- ① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。
- ② 販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。
- ③ 販売会社の営業日であっても、一部換金代金の支払い等に支障を来す可能性があるとして委託会社が定める日には、原則としてお申込みができません。
- ④ 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
- ⑤ 当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

- ⑥ 「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。
- ⑦ 取得申込金額に利息は付きません。
- ⑧ 振替受益権について  
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。  
ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

- ◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは
- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
  - ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。
- ◆振替制度では
- ・原則として受益証券を保有することはできません。
  - ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
  - ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
  - ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・電話03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は各ファンドにつき 500 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉）     |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型     | 国内     | 株式<br>債券          |
| 追加型     | 海外     | 不動産投信<br>その他資産（ ） |
|         | 内外     | 資産複合              |

属性区分表

| 投資対象資産                                                                                                              | 決算頻度                                                                           | 投資対象地域                                                                                 | 投資形態                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット<br>属性（ ）<br>不動産投信<br>その他資産（投資信託証券（株式））<br>資産複合（ ） | 年 1 回<br>年 2 回<br>年 4 回<br>年 6 回<br>（隔月）<br>年 12 回<br>（毎月）<br>日々<br>その他<br>（ ） | グローバル<br>（ ）<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東<br>（中東）<br>エマージング | ファミリー<br>ファンド<br><br>ファンド・オブ・ファンズ |

※各ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

|         |     |                                                            |
|---------|-----|------------------------------------------------------------|
| 単位型・追加型 | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。      |
| 投資対象地域  | 国内  | 目論見書又は投資信託約款において、国内の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。     |
| 投資対象資産  | 株式  | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

#### 属性区分の定義

|            |                           |                                                                                                                                                                       |
|------------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資対象<br>資産 | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式)) | 目論見書または信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資を行います。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（株式））」に分類されます。 |
| 決算頻度       | 年 2 回                     | 目論見書または信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。                                                                                                                              |
| 投資対象<br>地域 | 日本                        | 目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。                                                                                                                 |
| 投資形態       | ファミリー<br>ファンド             | 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。                                                                                                 |

※上記商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

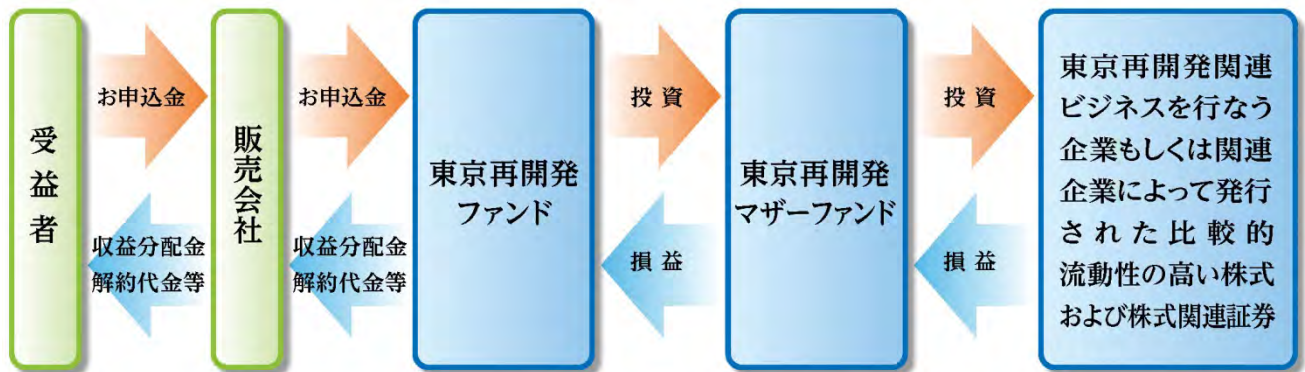
＜ファンドの目的＞

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、主として、東京再開発関連ビジネスを行なう企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な信託財産の成長を追求します。

＜ファンドの特色＞

- ・東京再開発ファンド

①ファミリーファンド方式により運用を行ないます。



②「東京再開発マザーファンド」への投資を通じて、東京再開発関連ビジネスを行なう企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券を主要投資対象とします。

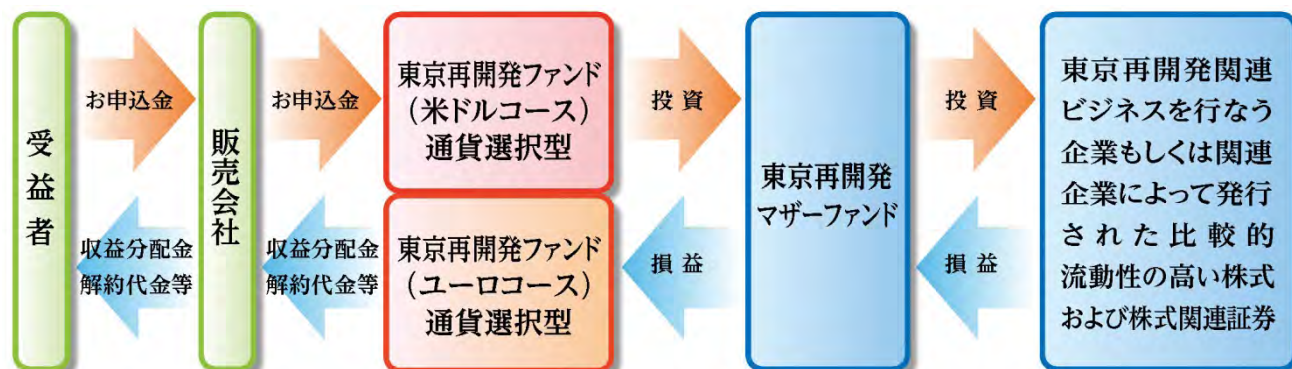
- 東京再開発関連ビジネスを行なう企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

③年2回決算を行ない、運用実績等に応じて収益分配を行ないます。

- 毎年2回（5月25日及び11月25日。ただし休業日の場合は翌営業日）、決算を行ない収益の分配を行ないます。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないこともあります。

- ・東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型
- ・東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型

①「東京再開発ファンド 通貨選択型」は、「東京再開発マザーファンド」を投資対象とし、為替取引により投資効果を追求する「米ドルコース」「ユーロコース」で構成されます。



②各コースは、「東京再開発マザーファンド」への投資を通じて、東京再開発関連ビジネスを行なう企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券を主要投資対象とします。

- 東京再開発関連ビジネスを行なう企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

③年2回決算を行ない、運用実績等に応じて収益分配を行ないます。

- 毎年2回（5月25日及び11月25日。ただし休業日の場合は翌営業日）、決算を行ない収益の分配を行ないます。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないこともあります。

④「米ドルコース」「ユーロコース」の保有資産については、原則として為替取引を行なうことで投資効果を追求します。

|        |                                             |
|--------|---------------------------------------------|
| 米ドルコース | 原則として円売り、米ドル買いの為替取引を行なうことで、米ドルへの投資効果を追求します。 |
| ユーロコース | 原則として円売り、ユーロ買いの為替取引を行なうことで、ユーロへの投資効果を追求します。 |

#### <分配方針>

年2回（原則として毎年5月25日、11月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行ない、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行なわないことがあります。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行ないます。



\* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

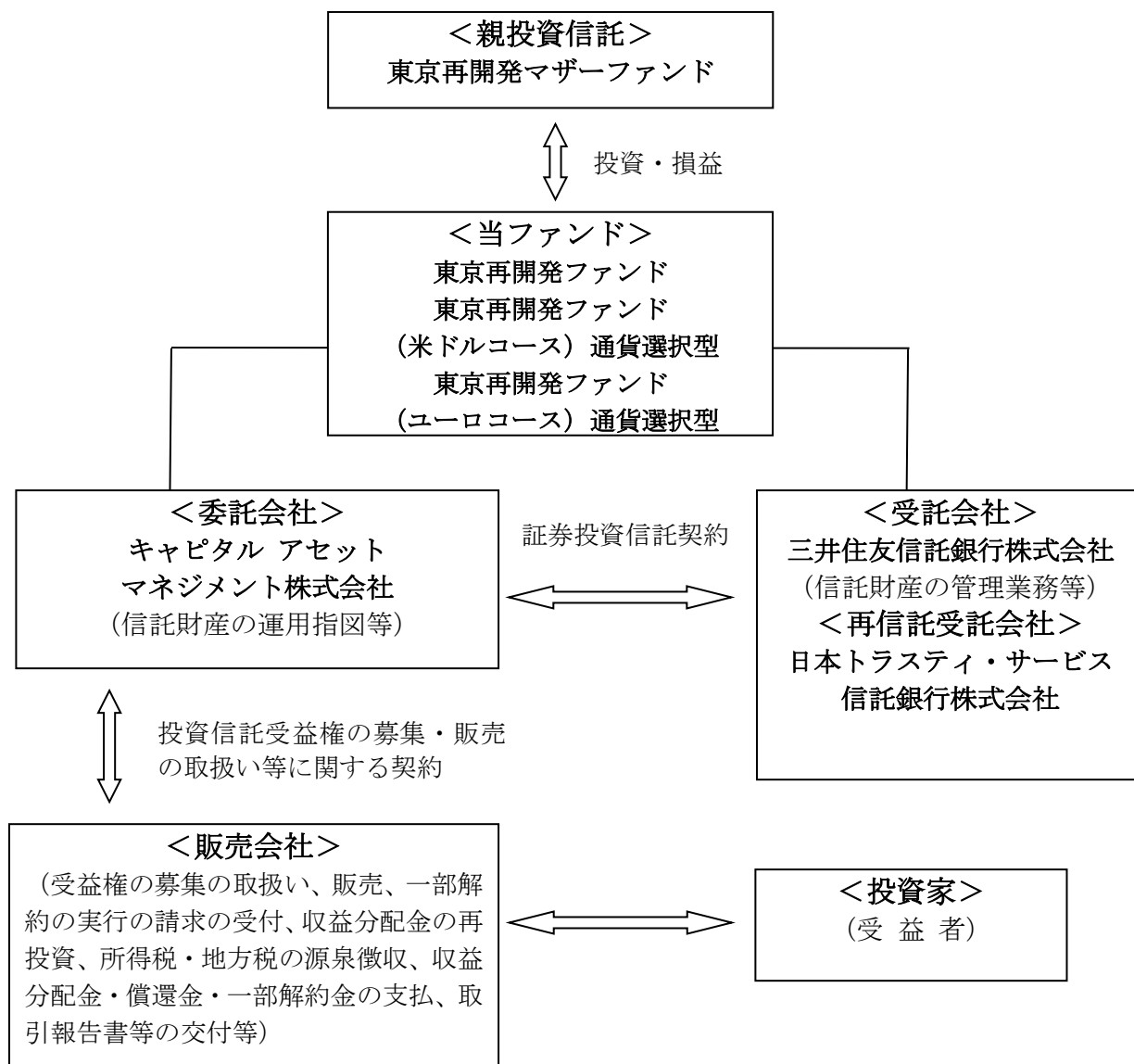
\* 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成26年1月16日 信託契約締結、当初設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

### ① ファンドの仕組み



### ② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

#### イ. キャピタル アセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

#### ロ. 三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で証券投資信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

ハ. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

③ 委託会社の概況

イ. 資本金の額（平成30年12月末日現在）

資本金 280百万円  
発行済株式の総数 8,595株

ロ. 委託会社の沿革

平成16年1月 ヒューミント投資顧問株式会社設立  
平成16年2月 投資顧問業登録 関東財務局長 第1198号  
平成16年6月 投資一任業務認可 内閣総理大臣 第41号  
平成19年3月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第72号  
平成19年9月 金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第383号  
平成21年10月 キャピタル・パートナーズ アセットマネジメント株式会社に  
商号変更  
平成22年3月 キャピタル アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ. 大株主の状況（平成30年12月末日現在）

|                               |                      |                     |             |
|-------------------------------|----------------------|---------------------|-------------|
| 発行済株式の総数 (a)<br>および資本金        | 8,595株<br>280百万円     |                     |             |
| 氏名、商号または名称                    | 住所                   | 保有株式数<br>(b) (普通株式) | 比率<br>(b/a) |
| キャピタル フィナンシャル<br>ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区内神田<br>1-13-7 | 8,595株              | 100.0%      |

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ① 主要投資対象

「東京再開発マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

#### ② 投資態度

イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、東京再開発関連ビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な信託財産の成長を追求します。

ロ. 投資にあたっては、以下の点に留意しながら運用を行うことを基本とします。

1) 銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。

ハ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

ニ. 以下のコースにおいて、保有資産に対し、次の為替取引を行います。

米ドルコース：原則として円売り、米ドル買い

ユーロコース：原則として円売り、ユーロ買い

ホ. 市況動向および資金動向により、上記の様な運用が行えない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### ② 委託者は、信託金を、主として、キャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）を以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

7. 株券または新株引受権証書

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融証券取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

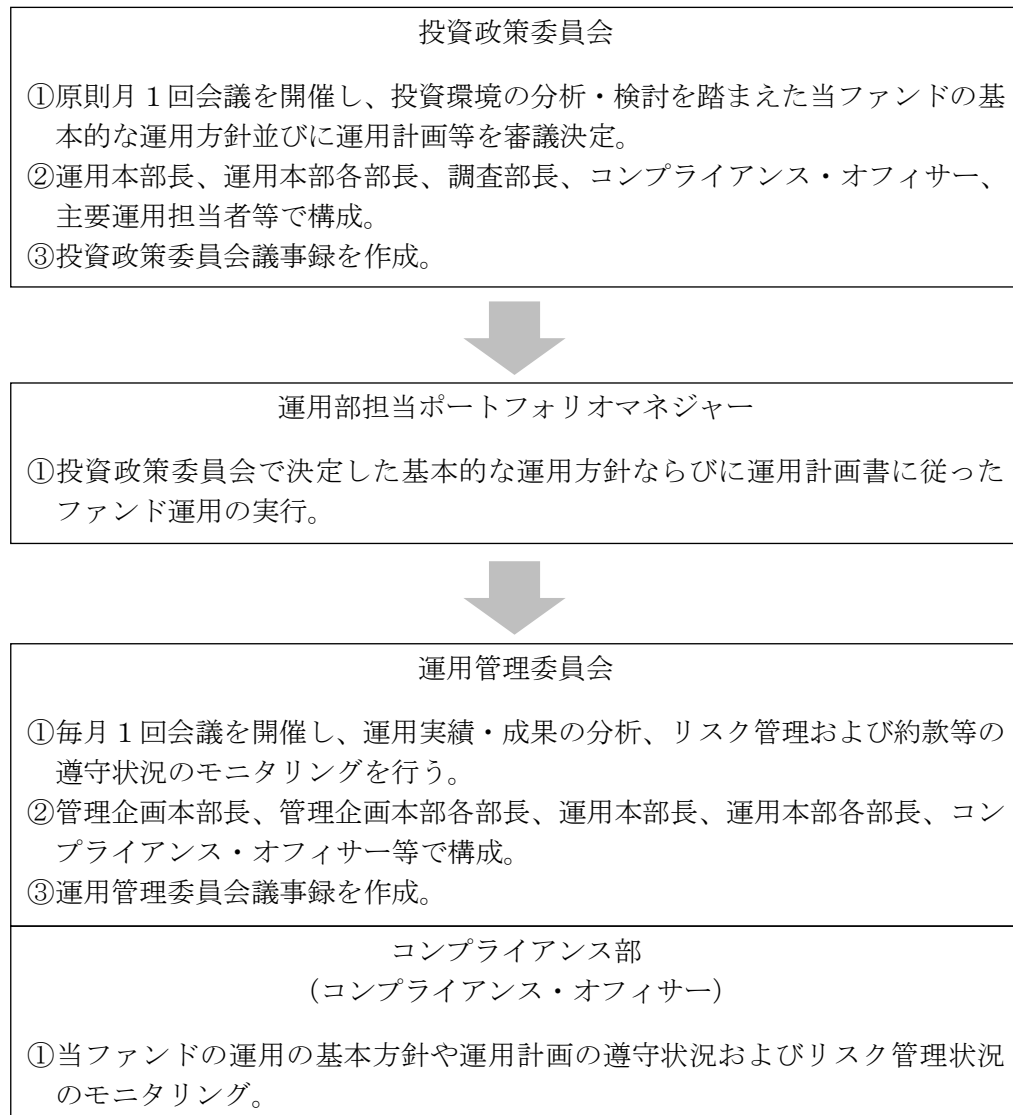
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融証券取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  11. コマーシャル・ペーパー
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第1項第17号で定めるものをいいます。）
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
  20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第7号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものおよび第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託者は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
    1. 預金
    2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
    3. コール・ローン
    4. 手形割引市場において売買される手形
    5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
    6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
  - ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
  - ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券の受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ⑥ 前記⑤において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (3)【運用体制】

#### ① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっております。

当ファンドの運用に係る意思決定については、委託会社の投資政策委員会が基本的な運用方針および収益分配方針等を決定する体制としております。



#### ② 内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運用をサポートすべく、管理企画本部による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用実績・成果やリスク管理および約款等の遵守については、プロダクト・マネジメント部が主催し、運用本部およびコンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、運用担当者服務規程等）を設けております。

#### 関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

(注) 運用体制は平成30年12月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

年2回（原則として毎年5月25日、11月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### (5) 【投資制限】

＜信託約款による投資制限＞

・東京再開発ファンド

- ① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合は、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑧ 外貨建資産へは投資しません。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、信託約款第20条の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、信託約款第21条の範囲で行います。
- ⑪ 金利先渡し取引は、信託約款第22条の範囲で行います。
- ⑫ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑬ 資金の借入れ
  - イ. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金

支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

・東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型

・東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型

① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への実質投資割合は、制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

⑧ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑨ 有価証券先物取引等は、信託約款第20条の範囲で行います。

⑩ スワップ取引は、信託約款第21条の範囲で行います。

⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

⑫ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬ 資金の借入れ

イ. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

＜法令等による投資制限＞

① 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律および同法施行規則）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

② デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が、当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、またはオプションを表示する証券、もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）をおこない、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンドの投資方針

＜東京再開発マザーファンド＞

- ① 主として、東京再開発関連ビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。
- ② 上記、株式および株式関連証券の組入比率は、市況等の状況の変化により機動的に判断します。
- ③ 投資にあたっては、以下の点に留意しながら運用を行うことを基本とします。  
イ．銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。
- ④ 当初設定直後、大量の追加設定または換金が発生したとき、市況の急激な変化が、予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

### 3【投資リスク】

#### (1) 基準価額の主な変動要因

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に東京再開発関連ビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券など値動きのある有価証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

#### <東京再開発ファンド>

##### ① 株式の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に株式に投資しますので、基準価額は株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、基準価額が影響を受けて損失を被ることがあります。

##### ② 信用リスク

株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

##### ③ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

##### ④ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

##### ⑤ 予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

＜東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型＞

＜東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型＞

① 株式の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に株式に投資しますので、基準価額は株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、基準価額が影響を受けて損失を被ることがあります。

② 為替変動リスク

当ファンドは、外国為替取引を行いません。投資している通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③ 信用リスク

株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

④ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑤ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

⑥ 資金移動に係るリスク

当ファンドの投資対象国政府当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。

⑦ 予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合などには、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

**(2) 買付、換金が制限される場合**

通常と異なる状況において、お買付・ご換金に制限を設けることがあります。

① 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お買付の申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けたものを取り消すことができます。

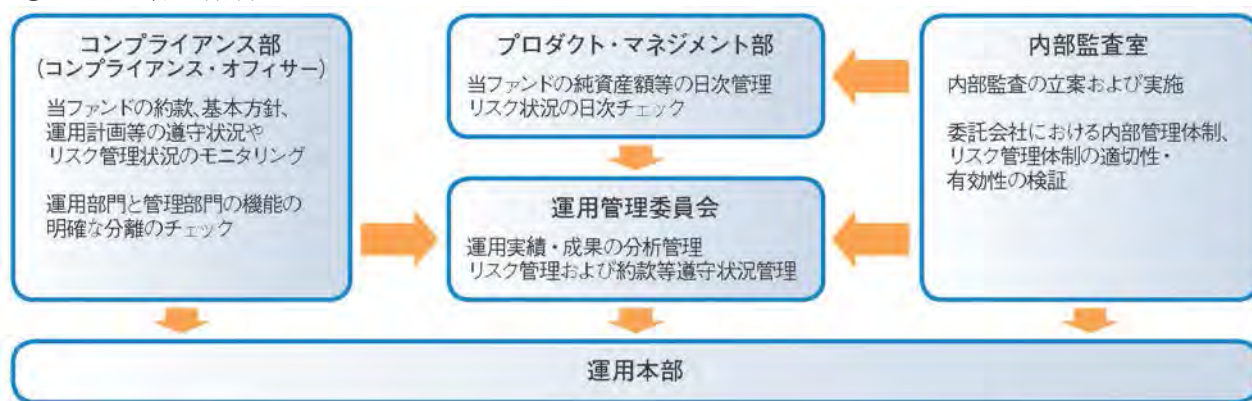
② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中

止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取り扱います。

### (3) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りとなっております。

#### ① リスク管理体制について



#### ② 担当部署等の概要

##### ◆ コンプライアンス部

- ・ 法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・ 資産運用は、運用本部による内部管理のほか、コンプライアンス部で投資ガイドラインの遵守等、運用本部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
  - ・ 運用ガイドラインの遵守状況のモニター
  - ・ 取引の妥当性のチェック
  - ・ 利益相反取引のチェック

##### ◆ 内部監査室

- ・ 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。
  - ・ 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、社長への報告を行います。
- (注) 投資リスクに対する管理体制は平成30年12月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

東京再開発ファンド

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

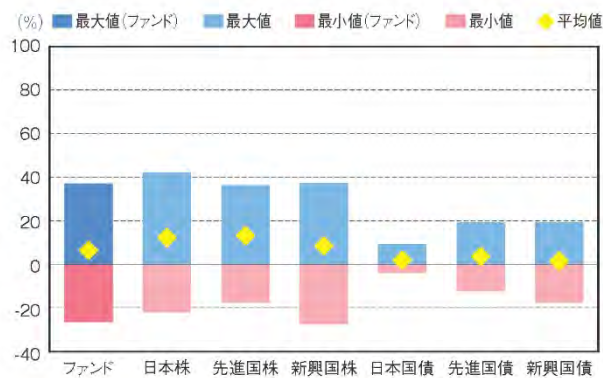
(2014年1月～2018年12月)



\* 税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年1月～2018年12月)



|     | ファンド  | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債 | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 最大値 | 37.0  | 41.9  | 36.2  | 37.2  | 9.3  | 19.3  | 19.3  |
| 最小値 | △26.4 | △22.0 | △17.5 | △27.4 | △4.0 | △12.3 | △17.4 |
| 平均値 | 6.3   | 12.2  | 13.4  | 8.5   | 2.0  | 3.8   | 1.5   |

ファンド：2015年1月～2018年12月

代表的な資産クラス：2014年1月～2018年12月

\* 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

\* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

東京再開発ファンド (米ドルコース) 通貨選択型  
東京再開発ファンド (ユーロコース) 通貨選択型

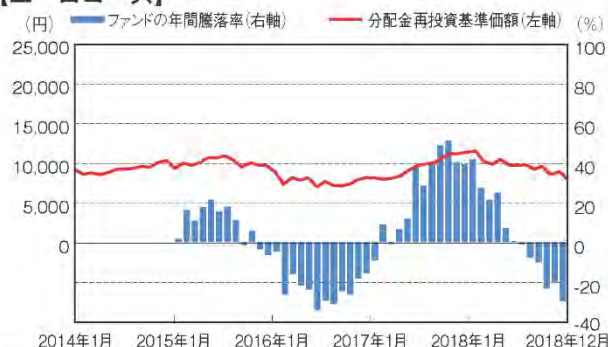
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2014年1月～2018年12月)

【米ドルコース】



【ユーロコース】

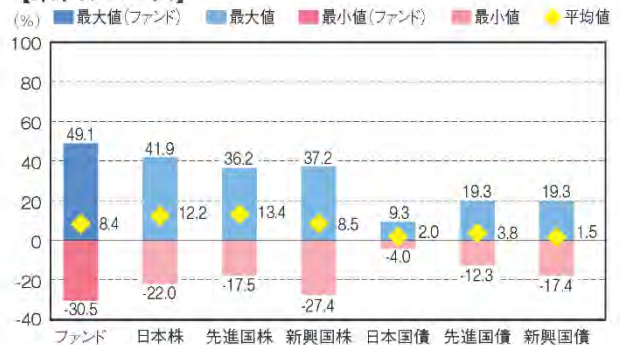


\* 税引き前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

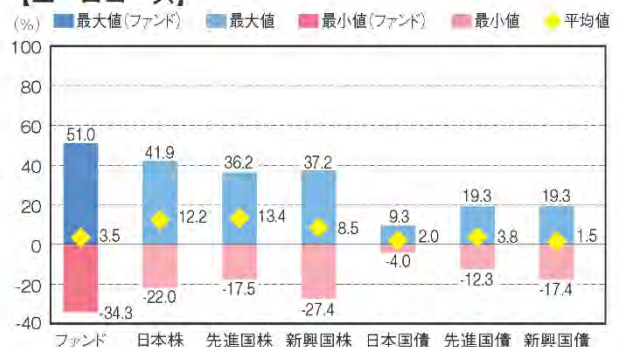
ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年1月～2018年12月)

【米ドルコース】



【ユーロコース】



ファンド : 2015年1月～2018年12月

代表的な資産クラス : 2014年1月～2018年12月

\* 上記期間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

\* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)  
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
日本国債…NOMURA-BPI国債  
先進国国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)  
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。  
なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。  
なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。  
なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。  
なお、NOMURA-BPIに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。  
なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込手数料は、購入価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌々営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動継続投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

##### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

##### (3)【信託報酬等】

① 委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.674%（税抜 1.55%）

信託報酬の配分は、次の通り（税抜）となります。

[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率]

|      |        |                                         |
|------|--------|-----------------------------------------|
| 委託会社 | 年0.70% | 委託した資金の運用の対価                            |
| 販売会社 | 年0.80% | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| 受託会社 | 年0.05% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                 |

② 上記①の信託報酬額（年1.674%）は、毎計算期末を含む毎月25日（当該日が休業日のときは、その翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

##### (4)【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。
- ④ 前各項の諸経費の他、以下に定める費用（以下、「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。
1. 法律顧問に対する報酬および費用
  2. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
  3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
  4. 投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
  5. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
  6. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
  7. 投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）
- ⑤ 委託会社は前各項に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができるものとします。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。
- ⑥ 信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

## (5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

### ① 個人、法人別の課税の取扱いについて

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

※ 当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

#### 1. 個人受益者の場合

##### イ. 収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、平成49年12月31日までの間、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。）。

##### ロ. 解約時および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、平成49年12月31日までの間、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われます。

※ 平成28年1月1日以降、解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限りま

と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

なお、特定公社債（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より「ジュニアNISA」制度が開始しております。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

## 2. 法人受益者の場合

### ＜東京再開発ファンド＞

#### イ. 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

#### ロ. 益金不算入制度の適用

益金不算入制度の適用が可能です。

### ＜東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型＞

### ＜東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型＞

#### イ. 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

#### ロ. 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

## ② 個別元本

イ. 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が個別元本となります。

ロ. 受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

## ③ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

イ. 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

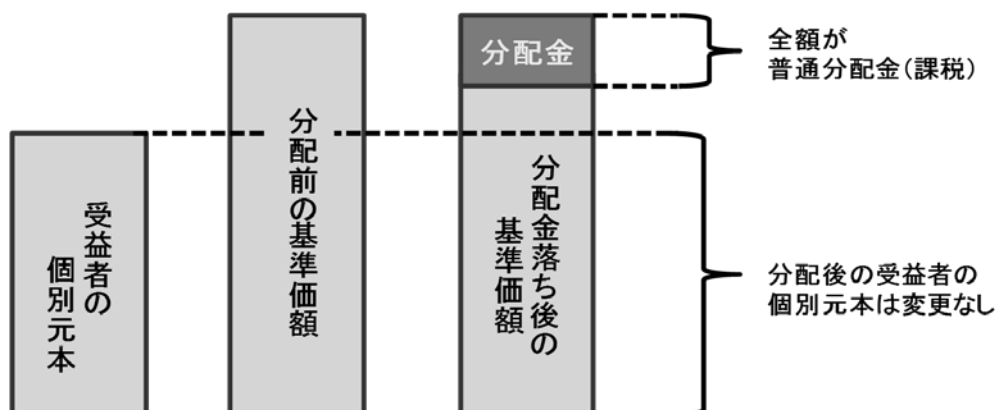
ロ. 受益者が収益分配金を受け取る際

- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分に相当する額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

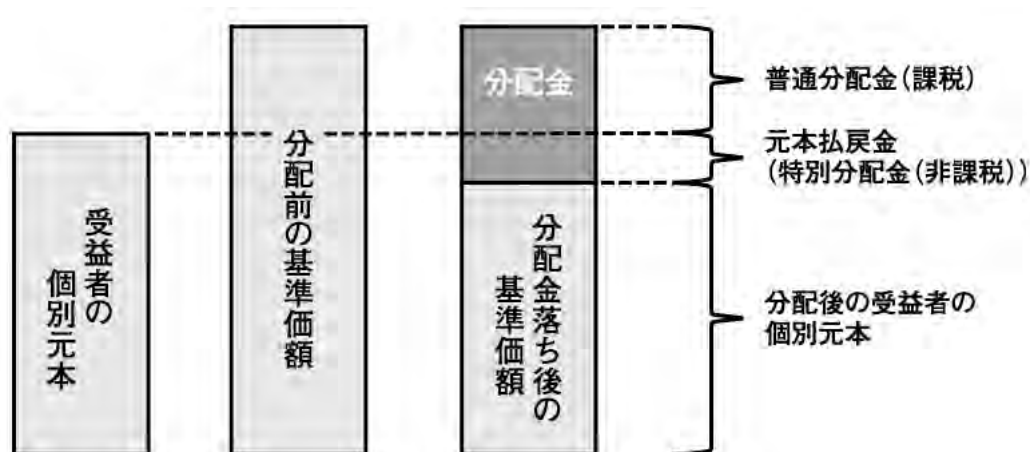
- ・ 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

### <分配金に関するイメージ図>

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



※ 税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

※ 上図はあくまでイメージ図ですので、個別元本・基準価額・分配金の各水準等を示唆するものではありません。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・ 電話03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

「東京再開発ファンド」

(平成 30 年 12 月 28 日現在)

| 資産の種類                 | 時価合計(円)    | 投資比率(%) |
|-----------------------|------------|---------|
| 親投資信託受益証券             | 64,676,074 | 98.31   |
| 内 日本                  | 64,676,074 | 98.31   |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 1,111,229  | 1.69    |
| 純資産総額                 | 65,787,303 | 100.00  |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

「東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型」

(平成 30 年 12 月 28 日現在)

| 資産の種類                 | 時価合計(円)    | 投資比率(%) |
|-----------------------|------------|---------|
| 親投資信託受益証券             | 22,438,584 | 98.20   |
| 内 日本                  | 22,438,584 | 98.20   |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 411,298    | 1.80    |
| 純資産総額                 | 22,849,882 | 100.00  |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

(平成 30 年 12 月 28 日現在)

| 資産の種類      | 時価合計(円)    | 投資比率(%) |
|------------|------------|---------|
| 為替予約取引(買建) | 21,006,400 | 91.93   |
| 内 日本       | 21,006,400 | 91.93   |

(注 1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注 2)為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

「東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型」

(平成 30 年 12 月 28 日現在)

| 資産の種類                 | 時価合計(円)   | 投資比率(%) |
|-----------------------|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券             | 4,677,861 | 99.76   |
| 内 日本                  | 4,677,861 | 99.76   |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 11,455    | 0.24    |
| 純資産総額                 | 4,689,316 | 100.00  |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

(平成 30 年 12 月 28 日現在)

| 資産の種類      | 時価合計(円)   | 投資比率(%) |
|------------|-----------|---------|
| 為替予約取引(買建) | 4,444,650 | 94.78   |
| 内 日本       | 4,444,650 | 94.78   |

(注 1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注 2)為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(参考)「東京再開発マザーファンド」

(平成 30 年 12 月 28 日現在)

| 資産の種類                 |      | 時価合計(円)    | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|------------|---------|
| 株式                    |      | 90,002,150 | 98.05   |
|                       | 内 日本 | 90,002,150 | 98.05   |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) |      | 1,788,617  | 1.95    |
| 純資産総額                 |      | 91,790,767 | 100.00  |

## (2)【投資資産】

### ①【投資有価証券の主要銘柄】

「東京再開発ファンド」

投資有価証券明細

(平成 30 年 12 月 28 日現在)

|   | 銘柄名              | 通貨<br>地域   | 種類        | 数量         | 簿価単価<br>簿価金額<br>(円)  | 評価単価<br>時価金額<br>(円)  | 投資<br>比率 |
|---|------------------|------------|-----------|------------|----------------------|----------------------|----------|
| 1 | 東京再開発<br>マザーファンド | 日本・円<br>日本 | 親投資信託受益証券 | 59,276,028 | 1.1746<br>69,625,623 | 1.0911<br>64,676,074 | 98.31%   |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

### 種類別投資比率

(平成 30 年 12 月 28 日現在)

| 種類            | 国内／外国 | 投資比率(%) |
|---------------|-------|---------|
| 親投資信託受益証券     | 国内    | 98.31   |
|               | 小計    | 98.31   |
| 合 計 (対純資産総額比) |       | 98.31   |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

「東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型」

投資有価証券明細

(平成 30 年 12 月 28 日現在)

|   | 銘柄名              | 通貨<br>地域   | 種類        | 数量         | 簿価単価<br>簿価金額<br>(円)  | 評価単価<br>時価金額<br>(円)  | 投資<br>比率 |
|---|------------------|------------|-----------|------------|----------------------|----------------------|----------|
| 1 | 東京再開発<br>マザーファンド | 日本・円<br>日本 | 親投資信託受益証券 | 20,565,104 | 1.1745<br>24,155,771 | 1.0911<br>22,438,584 | 98.20%   |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

### 種類別投資比率

(平成 30 年 12 月 28 日現在)

| 種類            | 国内／外国 | 投資比率(%) |
|---------------|-------|---------|
| 親投資信託受益証券     | 国内    | 98.20   |
|               | 小計    | 98.20   |
| 合 計 (対純資産総額比) |       | 98.20   |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

「東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型」  
投資有価証券明細

(平成 30 年 12 月 28 日現在)

|   | 銘柄名              | 通貨<br>地域   | 種類        | 数量        | 簿価単価<br>簿価金額<br>(円) | 評価単価<br>時価金額<br>(円) | 投資<br>比率 |
|---|------------------|------------|-----------|-----------|---------------------|---------------------|----------|
| 1 | 東京再開発<br>マザーファンド | 日本・円<br>日本 | 親投資信託受益証券 | 4,287,289 | 1.1745<br>5,035,849 | 1.0911<br>4,677,861 | 99.76%   |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別投資比率

(平成 30 年 12 月 28 日現在)

| 種類           | 国内／外国 | 投資比率(%) |
|--------------|-------|---------|
| 親投資信託受益証券    | 国内    | 99.76   |
|              | 小計    | 99.76   |
| 合 計（対純資産総額比） |       | 99.76   |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

(参考)「東京再開発マザーファンド」  
投資有価証券明細

(平成 30 年 12 月 28 日現在)

|    | 銘柄名               | 通貨<br>地域   | 種類<br>業種       | 数量<br>(株) | 簿価単価<br>簿価金額<br>(円)    | 評価単価<br>時価金額<br>(円)   | 投資<br>比率 |
|----|-------------------|------------|----------------|-----------|------------------------|-----------------------|----------|
| 1  | 大和ハウス工業           | 日本・円<br>日本 | 株式<br>建設業      | 2,500     | 3,386.00<br>8,465,000  | 3,498.00<br>8,745,000 | 9.53%    |
| 2  | 大成建設              | 日本・円<br>日本 | 株式<br>建設業      | 1,800     | 5,080.00<br>9,144,000  | 4,705.00<br>8,469,000 | 9.23%    |
| 3  | 熊谷組               | 日本・円<br>日本 | 株式<br>建設業      | 2,500     | 3,405.00<br>8,512,500  | 3,300.00<br>8,250,000 | 8.99%    |
| 4  | 鹿島建設              | 日本・円<br>日本 | 株式<br>建設業      | 5,500     | 1,558.00<br>8,569,000  | 1,478.00<br>8,129,000 | 8.86%    |
| 5  | 太平洋セメント           | 日本・円<br>日本 | 株式<br>ガラス・土石製品 | 1,800     | 3,845.00<br>6,921,000  | 3,395.00<br>6,111,000 | 6.66%    |
| 6  | 西武ホールディングス        | 日本・円<br>日本 | 株式<br>陸運業      | 3,100     | 2,132.00<br>6,609,200  | 1,914.00<br>5,933,400 | 6.46%    |
| 7  | 東日本旅客鉄道           | 日本・円<br>日本 | 株式<br>陸運業      | 600       | 10,320.00<br>6,192,000 | 9,711.00<br>5,826,600 | 6.35%    |
| 8  | 東急不動産<br>ホールディングス | 日本・円<br>日本 | 株式<br>不動産業     | 10,100    | 622.00<br>6,282,200    | 542.00<br>5,474,200   | 5.96%    |
| 9  | 京三製作所             | 日本・円<br>日本 | 株式<br>電気機器     | 12,000    | 480.00<br>5,760,000    | 422.00<br>5,064,000   | 5.52%    |
| 10 | 関電工               | 日本・円<br>日本 | 株式<br>建設業      | 4,500     | 1,141.00<br>5,134,500  | 1,067.00<br>4,801,500 | 5.23%    |
| 11 | 五洋建設              | 日本・円<br>日本 | 株式<br>建設業      | 6,000     | 715.00<br>4,290,000    | 609.00<br>3,654,000   | 3.98%    |
| 12 | サンフロンティア<br>不動産   | 日本・円<br>日本 | 株式<br>不動産業     | 3,000     | 1,175.00<br>3,525,000  | 1,064.00<br>3,192,000 | 3.48%    |
| 13 | 前田建設工業            | 日本・円<br>日本 | 株式<br>建設業      | 3,000     | 1,169.00<br>3,507,000  | 1,027.00<br>3,081,000 | 3.36%    |
| 14 | フジクラ              | 日本・円<br>日本 | 株式<br>非鉄金属     | 4,700     | 465.00<br>2,185,500    | 437.00<br>2,053,900   | 2.24%    |
| 15 | 西松建設              | 日本・円<br>日本 | 株式<br>建設業      | 800       | 2,553.00<br>2,042,400  | 2,503.00<br>2,002,400 | 2.18%    |

|    |                    |            |            |       |                       |                       |       |
|----|--------------------|------------|------------|-------|-----------------------|-----------------------|-------|
| 16 | 横河ブリッジ<br>ホールディングス | 日本・円<br>日本 | 株式<br>金属製品 | 1,200 | 1,770.00<br>2,124,000 | 1,632.00<br>1,958,400 | 2.13% |
| 17 | 三菱地所               | 日本・円<br>日本 | 株式<br>不動産業 | 1,100 | 1,787.50<br>1,966,250 | 1,729.50<br>1,902,450 | 2.07% |
| 18 | 東急建設               | 日本・円<br>日本 | 株式<br>建設業  | 1,500 | 1,131.00<br>1,696,500 | 997.00<br>1,495,500   | 1.63% |
| 19 | 三井住友建設             | 日本・円<br>日本 | 株式<br>建設業  | 2,000 | 721.00<br>1,442,000   | 668.00<br>1,336,000   | 1.46% |
| 20 | コムシス<br>ホールディングス   | 日本・円<br>日本 | 株式<br>建設業  | 300   | 2,841.00<br>852,300   | 2,683.00<br>804,900   | 0.88% |
| 21 | 協和エクシオ             | 日本・円<br>日本 | 株式<br>建設業  | 300   | 2,842.00<br>852,600   | 2,578.00<br>773,400   | 0.84% |
| 22 | 大林組                | 日本・円<br>日本 | 株式<br>建設業  | 500   | 1,142.00<br>571,000   | 994.00<br>497,000     | 0.54% |
| 23 | 清水建設               | 日本・円<br>日本 | 株式<br>建設業  | 500   | 953.00<br>476,500     | 895.00<br>447,500     | 0.49% |

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

#### 種類別および業種別投資比率

(平成30年12月28日現在)

| 種類            | 国内／外国 | 業種       | 投資比率(%) |
|---------------|-------|----------|---------|
| 株式            | 国内    | 建設業      | 57.18   |
|               |       | 陸運業      | 12.81   |
|               |       | 不動産業     | 11.51   |
|               |       | ガラス・土石製品 | 6.66    |
|               |       | 電気機器     | 5.52    |
|               |       | 非鉄金属     | 2.24    |
|               |       | 金属製品     | 2.13    |
|               | 小計    |          | 98.05   |
| 合 計 (対純資産総額比) |       |          | 98.05   |

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

「東京再開発ファンド」  
該当事項はありません。

「東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型」

（平成 30 年 12 月 28 日現在）

| 種類     | 地域 | 資産名                       | 買建/<br>売建 | 数量      | 簿価         | 時価         | 投資<br>比率 |
|--------|----|---------------------------|-----------|---------|------------|------------|----------|
| 為替予約取引 | 日本 | アメリカ・ドル買／円売<br>2019 年 2 月 | 買建        | 190,000 | 21,323,700 | 21,006,400 | 91.93%   |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。  
(注 2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。  
為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

「東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型」

（平成 30 年 12 月 28 日現在）

| 種類     | 地域 | 資産名                   | 買建/<br>売建 | 数量     | 簿価        | 時価        | 投資<br>比率 |
|--------|----|-----------------------|-----------|--------|-----------|-----------|----------|
| 為替予約取引 | 日本 | ユーロ買／円売<br>2019 年 2 月 | 買建        | 35,000 | 4,484,900 | 4,444,650 | 94.78%   |

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。  
(注 2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。  
為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) 「東京再開発マザーファンド」  
該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

「東京再開発ファンド」

平成 30 年 12 月末日および同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

|                                    | 純資産総額<br>(分配落)<br>(円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配落) (円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配付) (円) |
|------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 第 1 計算期間末日<br>(平成 26 年 5 月 26 日)   | 237, 053, 931         | 237, 053, 931         | 0. 8969                     | 0. 8969                     |
| 第 2 計算期間末日<br>(平成 26 年 11 月 25 日)  | 207, 655, 447         | 207, 655, 447         | 1. 0025                     | 1. 0025                     |
| 第 3 計算期間末日<br>(平成 27 年 5 月 25 日)   | 181, 954, 204         | 199, 210, 809         | 1. 0544                     | 1. 1544                     |
| 第 4 計算期間末日<br>(平成 27 年 11 月 25 日)  | 208, 348, 152         | 212, 490, 835         | 1. 0059                     | 1. 0259                     |
| 第 5 計算期間末日<br>(平成 28 年 5 月 25 日)   | 170, 980, 546         | 170, 980, 546         | 0. 8670                     | 0. 8670                     |
| 第 6 計算期間末日<br>(平成 28 年 11 月 25 日)  | 157, 858, 621         | 157, 858, 621         | 0. 9035                     | 0. 9035                     |
| 第 7 計算期間末日<br>(平成 29 年 5 月 25 日)   | 146, 738, 934         | 146, 738, 934         | 1. 0180                     | 1. 0180                     |
| 第 8 計算期間末日<br>(平成 29 年 11 月 27 日)  | 129, 404, 764         | 135, 200, 932         | 1. 1163                     | 1. 1663                     |
| 第 9 計算期間末日<br>(平成 30 年 5 月 25 日)   | 95, 987, 239          | 97, 857, 642          | 1. 0264                     | 1. 0464                     |
| 第 10 計算期間末日<br>(平成 30 年 11 月 26 日) | 73, 036, 171          | 73, 036, 171          | 0. 8811                     | 0. 8811                     |
| 平成 29 年 12 月末日                     | 129, 357, 771         | —                     | 1. 1315                     | —                           |
| 平成 30 年 1 月末日                      | 129, 149, 000         | —                     | 1. 1435                     | —                           |
| 2 月末日                              | 110, 214, 320         | —                     | 1. 0403                     | —                           |
| 3 月末日                              | 107, 495, 053         | —                     | 1. 0133                     | —                           |
| 4 月末日                              | 111, 366, 935         | —                     | 1. 0676                     | —                           |
| 5 月末日                              | 95, 209, 960          | —                     | 1. 0129                     | —                           |
| 6 月末日                              | 93, 972, 222          | —                     | 1. 0007                     | —                           |
| 7 月末日                              | 91, 349, 732          | —                     | 0. 9959                     | —                           |
| 8 月末日                              | 82, 255, 983          | —                     | 0. 9185                     | —                           |
| 9 月末日                              | 82, 294, 189          | —                     | 0. 9451                     | —                           |
| 10 月末日                             | 72, 636, 768          | —                     | 0. 8618                     | —                           |
| 11 月末日                             | 74, 459, 476          | —                     | 0. 8981                     | —                           |
| 12 月末日                             | 65, 787, 303          | —                     | 0. 8167                     | —                           |

「東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型」

平成30年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

|                            | 純資産総額<br>(分配落)<br>(円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配落) (円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配付) (円) |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 第1計算期間末日<br>(平成26年5月26日)   | 68,129,852            | 68,129,852            | 0.8765                      | 0.8765                      |
| 第2計算期間末日<br>(平成26年11月25日)  | 70,280,164            | 77,175,366            | 1.0193                      | 1.1193                      |
| 第3計算期間末日<br>(平成27年5月25日)   | 97,856,766            | 106,863,385           | 1.0865                      | 1.1865                      |
| 第4計算期間末日<br>(平成27年11月25日)  | 140,214,687           | 148,589,351           | 1.0046                      | 1.0646                      |
| 第5計算期間末日<br>(平成28年5月25日)   | 78,372,317            | 78,372,317            | 0.7973                      | 0.7973                      |
| 第6計算期間末日<br>(平成28年11月25日)  | 64,379,580            | 64,379,580            | 0.8596                      | 0.8596                      |
| 第7計算期間末日<br>(平成29年5月25日)   | 59,796,490            | 59,796,490            | 0.9510                      | 0.9510                      |
| 第8計算期間末日<br>(平成29年11月27日)  | 51,230,209            | 53,712,886            | 1.0318                      | 1.0818                      |
| 第9計算期間末日<br>(平成30年5月25日)   | 38,963,213            | 38,963,213            | 0.9462                      | 0.9462                      |
| 第10計算期間末日<br>(平成30年11月26日) | 24,943,810            | 24,943,810            | 0.8522                      | 0.8522                      |
| 平成29年 12月末日                | 48,735,213            | —                     | 1.0573                      | —                           |
| 平成30年 1月末日                 | 45,972,454            | —                     | 1.0303                      | —                           |
| 2月末日                       | 41,280,446            | —                     | 0.9232                      | —                           |
| 3月末日                       | 39,905,190            | —                     | 0.8912                      | —                           |
| 4月末日                       | 40,292,844            | —                     | 0.9635                      | —                           |
| 5月末日                       | 29,900,087            | —                     | 0.9291                      | —                           |
| 6月末日                       | 27,239,995            | —                     | 0.9345                      | —                           |
| 7月末日                       | 27,298,116            | —                     | 0.9367                      | —                           |
| 8月末日                       | 25,345,793            | —                     | 0.8678                      | —                           |
| 9月末日                       | 26,532,813            | —                     | 0.9104                      | —                           |
| 10月末日                      | 24,290,112            | —                     | 0.8331                      | —                           |
| 11月末日                      | 25,540,873            | —                     | 0.8718                      | —                           |
| 12月末日                      | 22,849,882            | —                     | 0.7796                      | —                           |

「東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型」

平成30年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

|                            | 純資産総額<br>(分配落)<br>(円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配落) (円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配付) (円) |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 第1計算期間末日<br>(平成26年5月26日)   | 10,219,869            | 10,219,869            | 0.8757                      | 0.8757                      |
| 第2計算期間末日<br>(平成26年11月25日)  | 11,678,234            | 11,794,720            | 1.0025                      | 1.0125                      |
| 第3計算期間末日<br>(平成27年5月25日)   | 11,775,073            | 12,362,570            | 1.0021                      | 1.0521                      |
| 第4計算期間末日<br>(平成27年11月25日)  | 11,040,462            | 11,040,462            | 0.9394                      | 0.9394                      |
| 第5計算期間末日<br>(平成28年5月25日)   | 8,984,362             | 8,984,362             | 0.7554                      | 0.7554                      |
| 第6計算期間末日<br>(平成28年11月25日)  | 9,019,585             | 9,019,585             | 0.7557                      | 0.7557                      |
| 第7計算期間末日<br>(平成29年5月25日)   | 12,944,778            | 12,944,778            | 0.8775                      | 0.8775                      |
| 第8計算期間末日<br>(平成29年11月27日)  | 37,048,435            | 37,766,418            | 1.0320                      | 1.0520                      |
| 第9計算期間末日<br>(平成30年5月25日)   | 16,287,735            | 16,287,735            | 0.9309                      | 0.9309                      |
| 第10計算期間末日<br>(平成30年11月26日) | 5,523,151             | 5,523,151             | 0.8106                      | 0.8106                      |
| 平成29年 12月末日                | 30,536,455            | —                     | 1.0596                      | —                           |
| 平成30年 1月末日                 | 20,936,912            | —                     | 1.0715                      | —                           |
| 2月末日                       | 17,325,476            | —                     | 0.9481                      | —                           |
| 3月末日                       | 15,327,031            | —                     | 0.9175                      | —                           |
| 4月末日                       | 17,386,190            | —                     | 0.9763                      | —                           |
| 5月末日                       | 15,981,629            | —                     | 0.9073                      | —                           |
| 6月末日                       | 15,897,856            | —                     | 0.9033                      | —                           |
| 7月末日                       | 16,083,913            | —                     | 0.9122                      | —                           |
| 8月末日                       | 5,966,060             | —                     | 0.8612                      | —                           |
| 9月末日                       | 6,178,659             | —                     | 0.8933                      | —                           |
| 10月末日                      | 5,403,694             | —                     | 0.7970                      | —                           |
| 11月末日                      | 5,589,401             | —                     | 0.8322                      | —                           |
| 12月末日                      | 4,689,316             | —                     | 0.7461                      | —                           |

## ②【分配の推移】

「東京再開発ファンド」

| 計算期間    | 1口当たりの分配金(円) |
|---------|--------------|
| 第1計算期間  | 0.0000       |
| 第2計算期間  | 0.0000       |
| 第3計算期間  | 0.1000       |
| 第4計算期間  | 0.0200       |
| 第5計算期間  | 0.0000       |
| 第6計算期間  | 0.0000       |
| 第7計算期間  | 0.0000       |
| 第8計算期間  | 0.0500       |
| 第9計算期間  | 0.0200       |
| 第10計算期間 | 0.0000       |

「東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型」

| 計算期間    | 1口当たりの分配金(円) |
|---------|--------------|
| 第1計算期間  | 0.0000       |
| 第2計算期間  | 0.1000       |
| 第3計算期間  | 0.1000       |
| 第4計算期間  | 0.0600       |
| 第5計算期間  | 0.0000       |
| 第6計算期間  | 0.0000       |
| 第7計算期間  | 0.0000       |
| 第8計算期間  | 0.0500       |
| 第9計算期間  | 0.0000       |
| 第10計算期間 | 0.0000       |

「東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型」

| 計算期間    | 1口当たりの分配金(円) |
|---------|--------------|
| 第1計算期間  | 0.0000       |
| 第2計算期間  | 0.0100       |
| 第3計算期間  | 0.0500       |
| 第4計算期間  | 0.0000       |
| 第5計算期間  | 0.0000       |
| 第6計算期間  | 0.0000       |
| 第7計算期間  | 0.0000       |
| 第8計算期間  | 0.0200       |
| 第9計算期間  | 0.0000       |
| 第10計算期間 | 0.0000       |

### ③【収益率の推移】

「東京再開発ファンド」

| 計算期間    | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第1計算期間  | △10.3  |
| 第2計算期間  | 11.8   |
| 第3計算期間  | 15.2   |
| 第4計算期間  | △2.7   |
| 第5計算期間  | △13.8  |
| 第6計算期間  | 4.2    |
| 第7計算期間  | 12.7   |
| 第8計算期間  | 14.6   |
| 第9計算期間  | △6.3   |
| 第10計算期間 | △14.2  |

(注)「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。

収益率は、小数第2位を四捨五入しております。以下同じです。

「東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型」

| 計算期間    | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第1計算期間  | △12.4  |
| 第2計算期間  | 27.7   |
| 第3計算期間  | 16.4   |
| 第4計算期間  | △2.0   |
| 第5計算期間  | △20.6  |
| 第6計算期間  | 7.8    |
| 第7計算期間  | 10.6   |
| 第8計算期間  | 13.8   |
| 第9計算期間  | △8.3   |
| 第10計算期間 | △9.9   |

「東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型」

| 計算期間    | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第1計算期間  | △12.4  |
| 第2計算期間  | 15.6   |
| 第3計算期間  | 4.9    |
| 第4計算期間  | △6.3   |
| 第5計算期間  | △19.6  |
| 第6計算期間  | 0.0    |
| 第7計算期間  | 16.1   |
| 第8計算期間  | 19.9   |
| 第9計算期間  | △9.8   |
| 第10計算期間 | △12.9  |

#### (4)【設定及び解約の実績】

「東京再開発ファンド」

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

| 計算期間    | 設定数量(口)     | 解約数量(口)     | 発行済数量(口)    |
|---------|-------------|-------------|-------------|
| 第1計算期間  | 267,803,526 | 3,490,065   | 264,313,461 |
| 第2計算期間  | 43,041,995  | 100,221,691 | 207,133,765 |
| 第3計算期間  | 26,233,936  | 60,801,643  | 172,566,058 |
| 第4計算期間  | 52,871,782  | 18,303,665  | 207,134,175 |
| 第5計算期間  | 5,598,550   | 15,515,593  | 197,217,132 |
| 第6計算期間  | 2,736,576   | 25,241,256  | 174,712,452 |
| 第7計算期間  | 2,123,143   | 32,693,589  | 144,142,006 |
| 第8計算期間  | 11,048,704  | 39,267,348  | 115,923,362 |
| 第9計算期間  | 6,160,258   | 28,563,422  | 93,520,198  |
| 第10計算期間 | 5,464,889   | 16,094,170  | 82,890,917  |

(注)設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。以下同じです。

「東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型」

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

| 計算期間    | 設定数量(口)     | 解約数量(口)    | 発行済数量(口)    |
|---------|-------------|------------|-------------|
| 第1計算期間  | 77,894,617  | 162,861    | 77,731,756  |
| 第2計算期間  | 1,586,745   | 10,366,481 | 68,952,020  |
| 第3計算期間  | 30,177,956  | 9,063,785  | 90,066,191  |
| 第4計算期間  | 117,672,933 | 68,161,389 | 139,577,735 |
| 第5計算期間  | 9,920,861   | 51,198,870 | 98,299,726  |
| 第6計算期間  | 1,091,043   | 24,497,277 | 74,893,492  |
| 第7計算期間  | 2,422,396   | 14,437,562 | 62,878,326  |
| 第8計算期間  | 11,633,475  | 24,858,260 | 49,653,541  |
| 第9計算期間  | 1,716,434   | 10,191,363 | 41,178,612  |
| 第10計算期間 | 644,281     | 12,552,701 | 29,270,192  |

「東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型」

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

| 計算期間    | 設定数量(口)    | 解約数量(口)    | 発行済数量(口)   |
|---------|------------|------------|------------|
| 第1計算期間  | 11,886,995 | 216,690    | 11,670,305 |
| 第2計算期間  | 0          | 21,670     | 11,648,635 |
| 第3計算期間  | 101,321    | 0          | 11,749,956 |
| 第4計算期間  | 3,071      | 0          | 11,753,027 |
| 第5計算期間  | 156,481    | 15,702     | 11,893,806 |
| 第6計算期間  | 68,295     | 26,011     | 11,936,090 |
| 第7計算期間  | 3,097,002  | 281,007    | 14,752,085 |
| 第8計算期間  | 42,844,343 | 21,697,274 | 35,899,154 |
| 第9計算期間  | 2,612,864  | 21,015,026 | 17,496,992 |
| 第10計算期間 | 717,772    | 11,401,165 | 6,813,599  |

(参考情報)

・東京再開発ファンド

基準日：2018年12月28日

■基準価額・純資産の推移  
2014年1月16日(設定日)～2018年12月28日



※分配金再投資後基準価額は、分配金(税引き前)を再投資したものと計算しています。

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 8,167円 |
| 純資産総額 | 0.66億円 |

■分配の推移

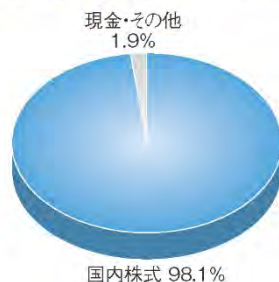
| 決算日         | 分配金額   |
|-------------|--------|
| 2016年11月25日 | 0円     |
| 2017年5月25日  | 0円     |
| 2017年11月27日 | 500円   |
| 2018年5月25日  | 200円   |
| 2018年11月26日 | 0円     |
| 設定来累計       | 1,900円 |

1万口あたり／税引き前

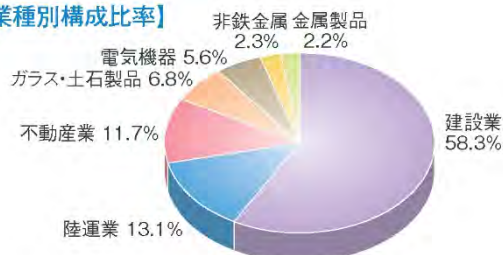
※最近5期分の分配実績を記載しております。

■主要な資産の状況 (マザーファンド)

【資産配分】



【業種別構成比率】



※資産配分の比率は純資産総額に対する評価額の割合、業種別構成比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。

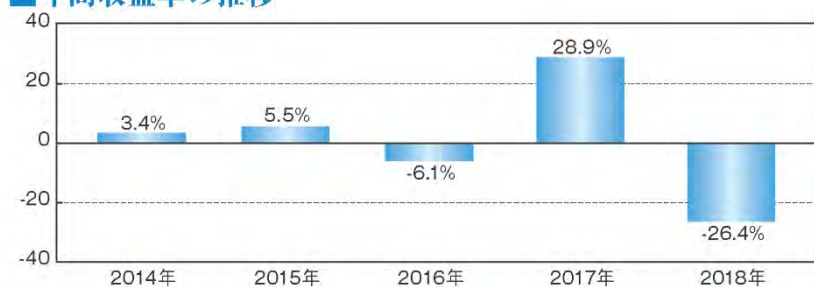
※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

【組入上位10銘柄】

組入銘柄数:23

| 銘柄名        | 業種       | 投資比率 |
|------------|----------|------|
| 大和ハウス      | 建設業      | 9.5% |
| 大成建設       | 建設業      | 9.2% |
| 熊谷組        | 建設業      | 9.0% |
| 鹿島建設       | 建設業      | 8.9% |
| 太平洋セメント    | ガラス・土石製品 | 6.7% |
| 西武ホールディングス | 陸運業      | 6.5% |
| 東日本旅客鉄道    | 陸運業      | 6.3% |
| 東急不動産HD    | 不動産業     | 6.0% |
| 京三製作所      | 電気機器     | 5.5% |
| 関電工        | 建設業      | 5.2% |

■年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものと計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2014年：設定時(2014年1月16日)から年末までの収益率

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

- ・東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型
- ・東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型

基準日：2018年12月28日

## ■基準価額・純資産の推移 2014年1月16日（設定日）～2018年12月28日

### 【米ドルコース】



※分配金再投資後基準価額は、分配金(税引き前)を再投資したものと計算しています。

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 7,796円  |
| 純資産総額 | 22.8百万円 |

### ■分配の推移

| 決算日         | 分配金額   |
|-------------|--------|
| 2016年11月25日 | 0円     |
| 2017年 5月25日 | 0円     |
| 2017年11月27日 | 500円   |
| 2018年 5月25日 | 0円     |
| 2018年11月26日 | 0円     |
| 設定来累計       | 3,100円 |

1万口あたり／税引き前  
※最近5期分の分配実績を記載しております。

### 【ユーロコース】



※分配金再投資後基準価額は、分配金(税引き前)を再投資したものと計算しています。

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 7,461円 |
| 純資産総額 | 4.7百万円 |

### ■分配の推移

| 決算日         | 分配金額 |
|-------------|------|
| 2016年11月25日 | 0円   |
| 2017年 5月25日 | 0円   |
| 2017年11月27日 | 200円 |
| 2018年 5月25日 | 0円   |
| 2018年11月26日 | 0円   |
| 設定来累計       | 800円 |

1万口あたり／税引き前  
※最近5期分の分配実績を記載しております。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

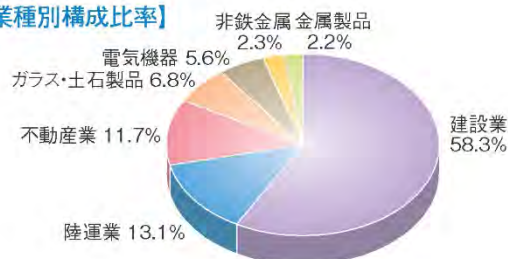
基準日：2018年12月28日

## ■主要な資産の状況（マザーファンド）

### 【資産配分】



### 【業種別構成比率】



※資産配分の比率は純資産総額に対する評価額の割合、業種別構成比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。  
※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

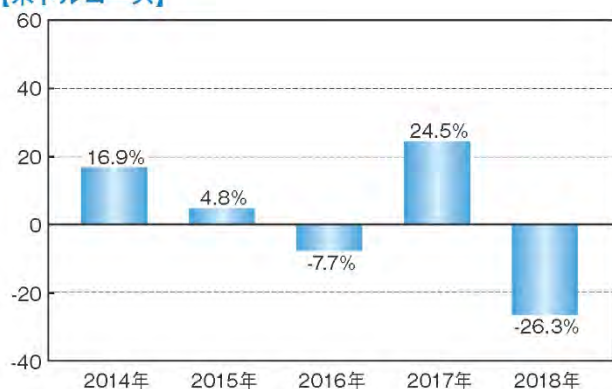
### 【組入上位10銘柄】

組入銘柄数:23

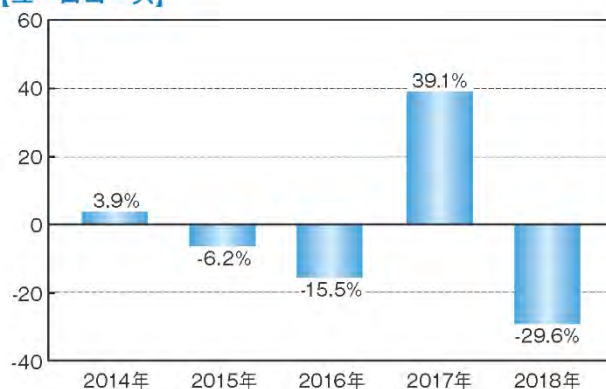
| 銘柄名        | 業種       | 投資比率 |
|------------|----------|------|
| 大和ハウス      | 建設業      | 9.5% |
| 大成建設       | 建設業      | 9.2% |
| 熊谷組        | 建設業      | 9.0% |
| 鹿島建設       | 建設業      | 8.9% |
| 太平洋セメント    | ガラス・土石製品 | 6.7% |
| 西武ホールディングス | 陸運業      | 6.5% |
| 東日本旅客鉄道    | 陸運業      | 6.3% |
| 東急不動産HD    | 不動産業     | 6.0% |
| 京三製作所      | 電気機器     | 5.5% |
| 関電工        | 建設業      | 5.2% |

## ■年間収益率の推移

### 【米ドルコース】



### 【ユーロコース】



※ファンドの年間収益率は、分配金（税引き前）を再投資したものとして計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2014年：設定時（2014年1月16日）から年末までの収益率

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める累積投資約款にしたがい累積投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「自動継続投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、一部換金代金の支払い等に支障を来す可能性があるとして委託会社が定める日には、原則としてお申込みができません。

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関にへ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、一部換金代金の支払い等に支障を来す可能性があるとして委託会社が定める日には、原則としてお申込みができません。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限があります。

#### ① 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.capital-am.co.jp/>

・電話番号 03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

1口当たりの手取額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差引いた金額となります。

※ 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

## ② 買取

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者に係る源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

販売会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### ① 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

##### ② 主な運用対象資産の評価基準および評価方法

＜東京再開発ファンド＞

イ. マザーファンドの受益証券

原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

＜東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型＞

＜東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型＞

イ. マザーファンドの受益証券

原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

ロ. 外貨建資産

原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

#### (2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

信託契約締結日から平成36年5月27日までとします。

ただし、信託期間中において、残存口数が減少し運用が困難となったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4)【計算期間】

① この信託の計算期間は、原則として毎年5月26日から11月25日、及び11月26日から翌年5月25日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

#### (5)【その他】

##### ① 信託の終了

イ. 委託会社は、信託期間中において、残存口数が減少し運用が困難となったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、その他やむを得ない事情が発

生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ロ. 委託会社は、上記イ. にしたがって信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し書面をもって、これらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ. 上記ロ. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 上記ロ. の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ. 上記ロ. からニ. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ. からニ. までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが、困難な場合には適用しません。

## ② 信託約款の変更等

- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本イ. からト. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ. 委託会社は、上記イ. の事項（上記イ. の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ. 上記ロ. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 上記ロ. の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- ヘ. 上記ロ. からホ. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト. 上記イ. からヘ. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において、当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係法人との契約の更改等

＜投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書＞

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、当該信託財産の計算期間の末日ごとおよび信託終了時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）を後記照会先のアドレスに掲載します。

上記の規定にかかわらず、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

⑤ 信託契約に関する監督官庁の命令

イ. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

⑥ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

イ. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②ロ. の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

イ. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ロ. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本イ. によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

ロ. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のアドレスに掲載します。なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。

⑩ 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪ 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 4 【受益者の権利等】

##### ① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して6営業日目からお支払いします。「自動継続投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとしします。

##### ② 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとしします。

##### ③ 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から受益者に支払われます。

##### ④ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドの信託契約の一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または前記「3 資産管理等の概要(5) その他②信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用をうけません。

##### ⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・ 電話03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

### 第3【ファンドの経理状況】

#### 東京再開発ファンド

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成30年5月26日から平成30年11月26日まで）の財務諸表について、監査法人五大による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 31 年 2 月 7 日

キャピタル アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士

宮村和哉

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京再開発ファンドの平成 30 年 5 月 26 日から平成 30 年 11 月 26 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京再開発ファンドの平成 30 年 11 月 26 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】  
【東京再開発ファンド】  
(1) 【貸借対照表】

|                 | (単位：円)                    |                             |
|-----------------|---------------------------|-----------------------------|
|                 | 第9期計算期間<br>(平成30年5月25日現在) | 第10期計算期間<br>(平成30年11月26日現在) |
| 資産の部            |                           |                             |
| 流動資産            |                           |                             |
| コール・ローン         | 5,601,230                 | 1,823,934                   |
| 親投資信託受益証券       | 93,196,502                | 72,088,097                  |
| 流動資産合計          | 98,797,732                | 73,912,031                  |
| 資産合計            | 98,797,732                | 73,912,031                  |
| 負債の部            |                           |                             |
| 流動負債            |                           |                             |
| 未払収益分配金         | 1,870,403                 | —                           |
| 未払解約金           | 72,051                    | 289                         |
| 未払受託者報酬         | 4,548                     | 3,416                       |
| 未払委託者報酬         | 136,777                   | 102,745                     |
| その他未払費用         | 726,714                   | 769,410                     |
| 流動負債合計          | 2,810,493                 | 875,860                     |
| 負債合計            | 2,810,493                 | 875,860                     |
| 純資産の部           |                           |                             |
| 元本等             |                           |                             |
| 元本              | 93,520,198                | 82,890,917                  |
| 剰余金             |                           |                             |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 2,467,041                 | △9,854,746                  |
| （分配準備積立金）       | 10,829,508                | 9,075,080                   |
| 元本等合計           | 95,987,239                | 73,036,171                  |
| 純資産合計           | 95,987,239                | 73,036,171                  |
| 負債純資産合計         | 98,797,732                | 73,912,031                  |

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                                                    | 第9期計算期間<br>(自 平成29年11月28日<br>至 平成30年 5月25日) | 第10期計算期間<br>(自 平成30年 5月26日<br>至 平成30年11月26日) |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 営業収益                                               |                                             |                                              |
| 有価証券売買等損益                                          | △6,509,857                                  | △11,608,405                                  |
| 営業収益合計                                             | △6,509,857                                  | △11,608,405                                  |
| 営業費用                                               |                                             |                                              |
| 支払利息                                               | 1,059                                       | 1,128                                        |
| 受託者報酬                                              | 30,807                                      | 23,024                                       |
| 委託者報酬                                              | 925,630                                     | 691,951                                      |
| その他費用                                              | 726,714                                     | 769,410                                      |
| 営業費用合計                                             | 1,684,210                                   | 1,485,513                                    |
| 営業利益又は営業損失 (△)                                     | △8,194,067                                  | △13,093,918                                  |
| 経常利益又は経常損失 (△)                                     | △8,194,067                                  | △13,093,918                                  |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)                                   | △8,194,067                                  | △13,093,918                                  |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額<br>又は一部解約に伴う当期純損失金額の<br>分配額 (△) | △1,761,229                                  | △1,349,108                                   |
| 期首剰余金又は期首欠損金 (△)                                   | 13,481,402                                  | 2,467,041                                    |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                                     | 513,326                                     | —                                            |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額<br>又は欠損金減少額                        | 513,326                                     | —                                            |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                                     | 3,224,446                                   | 576,977                                      |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額<br>又は欠損金増加額                        | 3,224,446                                   | 362,745                                      |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額<br>又は欠損金増加額                        | —                                           | 214,232                                      |
| 分配金                                                | 1,870,403                                   | —                                            |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△)                                   | 2,467,041                                   | △9,854,746                                   |

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                            |                                                                                     |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間の取扱い<br>平成30年11月25日が休日のため、第10期計算期間末日を平成30年11月26日としております。                        |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目                  | 第9期計算期間<br>(平成30年5月25日現在) | 第10期計算期間<br>(平成30年11月26日現在)                    |
|---------------------|---------------------------|------------------------------------------------|
| 1. 期首元本額            | 115,923,362 円             | 93,520,198 円                                   |
| 期中追加設定元本額           | 6,160,258 円               | 5,464,889 円                                    |
| 期中一部解約元本額           | 28,563,422 円              | 16,094,170 円                                   |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 93,520,198 口              | 82,890,917 口                                   |
| 3. 元本の欠損            | —                         | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,854,746 円であります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目          | 第9期計算期間<br>(自 平成29年11月28日<br>至 平成30年5月25日)                                                                                                                                                                                                       | 第10期計算期間<br>(自 平成30年5月26日<br>至 平成30年11月26日)                                                                                                                                                                      |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. その他費用の内訳 | 印刷費用 564,714 円及び監査費用 162,000 円であります。                                                                                                                                                                                                             | 印刷費用 607,410 円及び監査費用 162,000 円であります。                                                                                                                                                                             |
| 2. 分配金の計算過程 | 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (5,061,971 円) 及び分配準備積立金 (12,699,911 円) より分配対象額は 17,761,882 円 (1 口当たり 0.189926 円) であり、うち 1,870,403 円 (1 口当たり 0.020000 円) を分配金額としております。 | 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (5,059,286 円) 及び分配準備積立金 (9,075,080 円) より分配対象額は 14,134,366 円 (1 口当たり 0.170518 円) であります。なお、分配は行っておりません。 |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| 項目                           | 第10期計算期間<br>(自 平成30年 5月26日<br>至 平成30年11月26日)                                                                                                                             |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針              | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。                                                                                                   |
| 2. 金融商品の内容及び<br>当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務並びに有価証券であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券等の金融商品に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制            | コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。<br>また、プロダクト・マネジメント部では、運用に関するリスク管理を行っております。                                                                      |

II 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                             | 第9期計算期間及び<br>第10期計算期間                                                                                                                                                 |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び<br>その差額       | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                                                                                   |
| 2. 時価の算定方法                     | (1) 有価証券<br>「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(2) デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3) 上記以外の金融商品<br>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項<br>についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                 |

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類        | 第9期計算期間<br>(平成30年5月25日現在) | 第10期計算期間<br>(平成30年11月26日現在) |
|-----------|---------------------------|-----------------------------|
|           | 当期間の損益に含まれた<br>評価差額 (円)   | 当期間の損益に含まれた<br>評価差額 (円)     |
| 親投資信託受益証券 | △5,086,215                | △10,678,824                 |
| 合計        | △5,086,215                | △10,678,824                 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

|                           | 第9期計算期間<br>(平成30年5月25日現在) | 第10期計算期間<br>(平成30年11月26日現在) |
|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.0264 円<br>(10,264 円)    | 0.8811 円<br>(8,811 円)       |

(4)【附属明細表】

① 有価証券明細表 (平成30年11月26日現在)

イ. 株式

該当事項はありません。

ロ. 株式以外の有価証券

| 種類        | 銘柄名          | 券面総額       | 評価額 (円)    | 備考 |
|-----------|--------------|------------|------------|----|
| 親投資信託受益証券 | 東京再開発マザーファンド | 61,372,465 | 72,088,097 |    |
| 親投資信託受益証券 | 合計           | 61,372,465 | 72,088,097 |    |
|           | 合計           | 61,372,465 | 72,088,097 |    |

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「東京再開発マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。なお、同ファンドの状況は以下のとおりであります。以下に記載した情報は監査の対象外であります。

東京再開発マザーファンド

(1) 貸借対照表

| 区分               | 平成 30 年 5 月 25 日現在 | 平成 30 年 11 月 26 日現在 |
|------------------|--------------------|---------------------|
|                  | 金 額 (円)            | 金 額 (円)             |
| 資産の部             |                    |                     |
| 流動資産             |                    |                     |
| コール・ローン          | 4,584,353          | 716,966             |
| 株式               | 139,479,800        | 99,975,650          |
| 未収配当金            | 1,705,450          | 888,100             |
| 流動資産合計           | 145,769,603        | 101,580,716         |
| 資産合計             | 145,769,603        | 101,580,716         |
| 負債の部             |                    |                     |
| 流動負債             |                    |                     |
| 流動負債合計           | —                  | —                   |
| 負債合計             | —                  | —                   |
| 純資産の部            |                    |                     |
| 元本等              |                    |                     |
| 元本               | 108,088,700        | 86,484,172          |
| 剰余金              |                    |                     |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | 37,680,903         | 15,096,544          |
| 元本等合計            | 145,769,603        | 101,580,716         |
| 純資産合計            | 145,769,603        | 101,580,716         |
| 負債純資産合計          | 145,769,603        | 101,580,716         |

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                    |                                                                                                                                                |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準     | 受取配当金<br>受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。                                                                                     |

## (貸借対照表に関する注記)

| 項目                                                   | 平成 30 年 5 月 25 日現在 | 平成 30 年 11 月 26 日現在 |
|------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|
| 1. 本報告書における開示対象ファンドの<br>期首における当該親投資信託の元本額            | 147,522,263 円      | 108,088,700 円       |
| 同期中における追加設定元本額                                       | 750,301 円          | 1,392,288 円         |
| 同期中における一部解約元本額                                       | 40,183,864 円       | 22,996,816 円        |
| 同期末における元本の内訳<br>ファンド名                                |                    |                     |
| 東京再開発ファンド                                            | 69,106,112 円       | 61,372,465 円        |
| 東京再開発ファンド(米ドルコース)<br>通貨選択型                           | 27,210,671 円       | 20,565,104 円        |
| 東京再開発ファンド(ユーロコース)<br>通貨選択型                           | 11,771,917 円       | 4,546,603 円         |
| 計                                                    | 108,088,700 円      | 86,484,172 円        |
| 2. 本報告書における開示対象ファンドの<br>計算期間末日における当該親投資信託の<br>受益権の総数 | 108,088,700 口      | 86,484,172 口        |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| 項目                           | 自 平成30年 5月26日<br>至 平成30年11月26日                                                                                                 |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針              | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。                                                         |
| 2. 金融商品の内容及び<br>当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務並びに有価証券であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制            | コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。<br>また、プロダクト・マネジメント部では、運用に関するリスク管理を行っております。                            |

II 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                             | 平成 30 年 5 月 25 日現在及び<br>平成 30 年 11 月 26 日現在                                                                                                                           |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び<br>その差額       | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                                                                                   |
| 2. 時価の算定方法                     | (1) 有価証券<br>「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(2) デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3) 上記以外の金融商品<br>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項<br>についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                 |

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 平成 30 年 5 月 25 日現在     | 平成 30 年 11 月 26 日現在    |
|----|------------------------|------------------------|
|    | 当期間の損益に含まれた<br>評価差額（円） | 当期間の損益に含まれた<br>評価差額（円） |
| 株式 | △7,817,388             | △18,525,815            |
| 合計 | △7,817,388             | △18,525,815            |

(注) 当期間とは、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

|                                                                  | 平成 30 年 5 月 25 日現在      | 平成 30 年 11 月 26 日現在     |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 本報告書における開示対象ファンドの<br>期末における当該親投資信託の<br>1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1. 3486 円<br>(13,486 円) | 1. 1746 円<br>(11,746 円) |

## (3) 附属明細表

## ① 有価証券明細表（平成 30 年 11 月 26 日現在）

## イ. 株式

| 銘柄名            | 数量<br>(株) | 評価単価<br>(円) | 評価金額<br>(円) | 備考 |
|----------------|-----------|-------------|-------------|----|
| 東急建設           | 1,500     | 1,131.00    | 1,696,500   |    |
| コムシスホールディングス   | 300       | 2,841.00    | 852,300     |    |
| 大成建設           | 1,800     | 5,080.00    | 9,144,000   |    |
| 大林組            | 500       | 1,142.00    | 571,000     |    |
| 清水建設           | 500       | 953.00      | 476,500     |    |
| 鹿島建設           | 5,500     | 1,558.00    | 8,569,000   |    |
| 西松建設           | 800       | 2,553.00    | 2,042,400   |    |
| 三井住友建設         | 2,000     | 721.00      | 1,442,000   |    |
| 前田建設工業         | 3,000     | 1,169.00    | 3,507,000   |    |
| 熊谷組            | 2,500     | 3,405.00    | 8,512,500   |    |
| 五洋建設           | 6,000     | 715.00      | 4,290,000   |    |
| 大和ハウス工業        | 2,700     | 3,386.00    | 9,142,200   |    |
| 関電工            | 4,500     | 1,141.00    | 5,134,500   |    |
| 協和エクシオ         | 300       | 2,842.00    | 852,600     |    |
| 東急不動産ホールディングス  | 10,100    | 622.00      | 6,282,200   |    |
| 太平洋セメント        | 1,800     | 3,845.00    | 6,921,000   |    |
| フジクラ           | 7,100     | 465.00      | 3,301,500   |    |
| 横河ブリッジホールディングス | 1,800     | 1,770.00    | 3,186,000   |    |
| 京三製作所          | 12,000    | 480.00      | 5,760,000   |    |
| 三菱地所           | 1,100     | 1,787.50    | 1,966,250   |    |
| サンフロンティア不動産    | 3,000     | 1,175.00    | 3,525,000   |    |
| 東日本旅客鉄道        | 600       | 10,320.00   | 6,192,000   |    |
| 西武ホールディングス     | 3,100     | 2,132.00    | 6,609,200   |    |
| 合計             | 72,500    |             | 99,975,650  |    |

## ロ. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## ② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## ③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成30年5月26日から平成30年11月26日まで）の財務諸表について、監査法人五大による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 31 年 2 月 7 日

キャピタル アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士

宮村和哉

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型の平成 30 年 5 月 26 日から平成 30 年 11 月 26 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型の平成 30 年 11 月 26 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型】

(1) 【貸借対照表】

|                 | (単位：円)                    |                             |
|-----------------|---------------------------|-----------------------------|
|                 | 第9期計算期間<br>(平成30年5月25日現在) | 第10期計算期間<br>(平成30年11月26日現在) |
| 資産の部            |                           |                             |
| 流動資産            |                           |                             |
| コール・ローン         | 2,600,750                 | 463,837                     |
| 親投資信託受益証券       | 36,696,310                | 24,155,771                  |
| 派生商品評価勘定        | 323,275                   | 522,060                     |
| 流動資産合計          | 39,620,335                | 25,141,668                  |
| 資産合計            | 39,620,335                | 25,141,668                  |
| 負債の部            |                           |                             |
| 流動負債            |                           |                             |
| 未払受託者報酬         | 1,781                     | 1,146                       |
| 未払委託者報酬         | 53,853                    | 34,712                      |
| その他未払費用         | 601,488                   | 162,000                     |
| 流動負債合計          | 657,122                   | 197,858                     |
| 負債合計            | 657,122                   | 197,858                     |
| 純資産の部           |                           |                             |
| 元本等             |                           |                             |
| 元本              | 41,178,612                | 29,270,192                  |
| 剰余金             |                           |                             |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △2,215,399                | △4,326,382                  |
| （分配準備積立金）       | 1,705,962                 | 1,216,657                   |
| 元本等合計           | 38,963,213                | 24,943,810                  |
| 純資産合計           | 38,963,213                | 24,943,810                  |
| 負債純資産合計         | 39,620,335                | 25,141,668                  |

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                                                    | 第9期計算期間<br>(自 平成29年11月28日<br>至 平成30年 5月25日) | 第10期計算期間<br>(自 平成30年 5月26日<br>至 平成30年11月26日) |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 営業収益                                               |                                             |                                              |
| 有価証券売買等損益                                          | △2,328,162                                  | △3,540,539                                   |
| 為替差損益                                              | △497,855                                    | 1,002,825                                    |
| 営業収益合計                                             | △2,826,017                                  | △2,537,714                                   |
| 営業費用                                               |                                             |                                              |
| 支払利息                                               | 795                                         | 441                                          |
| 受託者報酬                                              | 11,514                                      | 7,190                                        |
| 委託者報酬                                              | 346,813                                     | 217,583                                      |
| その他費用                                              | 601,488                                     | 162,000                                      |
| 営業費用合計                                             | 960,610                                     | 387,214                                      |
| 営業利益又は営業損失 (△)                                     | △3,786,627                                  | △2,924,928                                   |
| 経常利益又は経常損失 (△)                                     | △3,786,627                                  | △2,924,928                                   |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)                                   | △3,786,627                                  | △2,924,928                                   |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額<br>又は一部解約に伴う当期純損失金額の<br>分配額 (△) | △332,780                                    | △182,880                                     |
| 期首剰余金又は期首欠損金 (△)                                   | 1,576,668                                   | △2,215,399                                   |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                                     | —                                           | 705,375                                      |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額<br>又は欠損金減少額                        | —                                           | 705,375                                      |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                                     | 338,220                                     | 74,310                                       |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額<br>又は欠損金増加額                        | 298,775                                     | —                                            |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額<br>又は欠損金増加額                        | 39,445                                      | 74,310                                       |
| 分配金                                                | —                                           | —                                            |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△)                                   | △2,215,399                                  | △4,326,382                                   |

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                            |                                                                                             |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。         |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法      | 為替予約取引<br>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間の取扱い<br>平成30年11月25日が休日のため、第10期計算期間末日を平成30年11月26日としております。                                |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目                  | 第9期計算期間<br>(平成30年5月25日現在)                      | 第10期計算期間<br>(平成30年11月26日現在)                    |
|---------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 1. 期首元本額            | 49,653,541 円                                   | 41,178,612 円                                   |
| 期中追加設定元本額           | 1,716,434 円                                    | 644,281 円                                      |
| 期中一部解約元本額           | 10,191,363 円                                   | 12,552,701 円                                   |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 41,178,612 口                                   | 29,270,192 口                                   |
| 3. 元本の欠損            | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,215,399 円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,326,382 円であります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目          | 第9期計算期間<br>(自 平成29年11月28日<br>至 平成30年 5月25日)                                                                                                                                                                     | 第10期計算期間<br>(自 平成30年 5月26日<br>至 平成30年11月26日)                                                                                                                                                                    |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. その他費用の内訳 | 監査費用 162,000 円及び印刷費用 439,488 円であります。                                                                                                                                                                            | 監査費用 162,000 円であります。                                                                                                                                                                                            |
| 2. 分配金の計算過程 | 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (3,956,688 円) 及び分配準備積立金 (1,705,962 円) より分配対象額は 5,662,650 円 (1 口当たり 0.137514 円) であります。なお、分配は行っておりません。 | 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (2,839,974 円) 及び分配準備積立金 (1,216,657 円) より分配対象額は 4,056,631 円 (1 口当たり 0.138593 円) であります。なお、分配は行っておりません。 |

## (金融商品に関する注記)

## I 金融商品の状況に関する事項

| 項目                           | 第10期計算期間<br>(自 平成30年 5月26日<br>至 平成30年11月26日)                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針              | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。                                                                                                                                                                             |
| 2. 金融商品の内容及び<br>当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務並びに有価証券であり、その詳細を附属明細表に記載しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券等の金融商品に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制            | コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。<br>また、プロダクト・マネジメント部では、運用に関するリスク管理を行っております。                                                                                                                                                |

## II 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                             | 第9期計算期間及び<br>第10期計算期間                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び<br>その差額       | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                                                                                                                       |
| 2. 時価の算定方法                     | (1) 有価証券<br>「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(2) デリバティブ取引<br>「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。<br>(3) 上記以外の金融商品<br>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項<br>についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。                        |

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

| 種類        | 第9期計算期間<br>(平成30年5月25日現在) | 第10期計算期間<br>(平成30年11月26日現在) |
|-----------|---------------------------|-----------------------------|
|           | 当期間の損益に含まれた<br>評価差額 (円)   | 当期間の損益に含まれた<br>評価差額 (円)     |
| 親投資信託受益証券 | △2,002,716                | △3,479,236                  |
| 合計        | △2,002,716                | △3,479,236                  |

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(通貨関連)

| 種類                  | 第9期計算期間<br>(平成30年5月25日現在) |           |            |             | 第10期計算期間<br>(平成30年11月26日現在) |           |            |             |
|---------------------|---------------------------|-----------|------------|-------------|-----------------------------|-----------|------------|-------------|
|                     | 契約額等                      |           | 時価<br>(円)  | 評価損益<br>(円) | 契約額等                        |           | 時価<br>(円)  | 評価損益<br>(円) |
|                     | (円)                       | うち<br>1年超 |            |             | (円)                         | うち<br>1年超 |            |             |
| 市場取引以外の取引<br>為替予約取引 |                           |           |            |             |                             |           |            |             |
| 買 建                 | 36,188,375                | —         | 36,511,650 | 323,275     | 23,046,240                  | —         | 23,568,300 | 522,060     |
| アメリカ・ドル             | 36,188,375                | —         | 36,511,650 | 323,275     | 23,046,240                  | —         | 23,568,300 | 522,060     |
| 合計                  | 36,188,375                | —         | 36,511,650 | 323,275     | 23,046,240                  | —         | 23,568,300 | 522,060     |

(注) 時価の算定方法

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

- ① 計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。
- ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - (イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
  - (ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

|              | 第9期計算期間<br>(平成30年5月25日現在) | 第10期計算期間<br>(平成30年11月26日現在) |
|--------------|---------------------------|-----------------------------|
| 1口当たり純資産額    | 0.9462円                   | 0.8522円                     |
| (1万口当たり純資産額) | (9,462円)                  | (8,522円)                    |

#### (4) 【附属明細表】

##### ① 有価証券明細表（平成 30 年 11 月 26 日現在）

###### イ. 株式

該当事項はありません。

###### ロ. 株式以外の有価証券

| 種類        | 銘柄名          | 券面総額       | 評価額（円）     | 備考 |
|-----------|--------------|------------|------------|----|
| 親投資信託受益証券 | 東京再開発マザーファンド | 20,565,104 | 24,155,771 |    |
| 親投資信託受益証券 | 合計           | 20,565,104 | 24,155,771 |    |
|           | 合計           | 20,565,104 | 24,155,771 |    |

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### ② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### ③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引等に関する注記）の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。

#### （参考情報）

当ファンドは、「東京再開発マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は、前記「東京再開発ファンド」に記載のとおりであります。

## 東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成30年5月26日から平成30年11月26日まで）の財務諸表について、監査法人五大による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 31 年 2 月 7 日

キャピタル アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士

宮村和哉

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型の平成 30 年 5 月 26 日から平成 30 年 11 月 26 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型の平成 30 年 11 月 26 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型】

(1) 【貸借対照表】

|                 | (単位：円)                    |                             |
|-----------------|---------------------------|-----------------------------|
|                 | 第9期計算期間<br>(平成30年5月25日現在) | 第10期計算期間<br>(平成30年11月26日現在) |
| 資産の部            |                           |                             |
| 流動資産            |                           |                             |
| コール・ローン         | 1,633,599                 | 376,937                     |
| 親投資信託受益証券       | 15,875,607                | 5,340,439                   |
| 流動資産合計          | 17,509,206                | 5,717,376                   |
| 資産合計            | 17,509,206                | 5,717,376                   |
| 負債の部            |                           |                             |
| 流動負債            |                           |                             |
| 派生商品評価勘定        | 776,930                   | 24,057                      |
| 未払解約金           | 258,875                   | 197                         |
| 未払受託者報酬         | 753                       | 251                         |
| 未払委託者報酬         | 22,913                    | 7,720                       |
| その他未払費用         | 162,000                   | 162,000                     |
| 流動負債合計          | 1,221,471                 | 194,225                     |
| 負債合計            | 1,221,471                 | 194,225                     |
| 純資産の部           |                           |                             |
| 元本等             |                           |                             |
| 元本              | 17,496,992                | 6,813,599                   |
| 剰余金             |                           |                             |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △1,209,257                | △1,290,448                  |
| （分配準備積立金）       | 152,020                   | 80,563                      |
| 元本等合計           | 16,287,735                | 5,523,151                   |
| 純資産合計           | 16,287,735                | 5,523,151                   |
| 負債純資産合計         | 17,509,206                | 5,717,376                   |

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                                                    | 第9期計算期間<br>(自 平成29年11月28日<br>至 平成30年 5月25日) | 第10期計算期間<br>(自 平成30年 5月26日<br>至 平成30年11月26日) |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 営業収益                                               |                                             |                                              |
| 有価証券売買等損益                                          | △799,723                                    | △1,735,168                                   |
| 為替差損益                                              | △453,314                                    | 316                                          |
| 営業収益合計                                             | △1,253,037                                  | △1,734,852                                   |
| 営業費用                                               |                                             |                                              |
| 支払利息                                               | 736                                         | 412                                          |
| 受託者報酬                                              | 5,535                                       | 2,891                                        |
| 委託者報酬                                              | 167,438                                     | 87,765                                       |
| その他費用                                              | 162,000                                     | 162,000                                      |
| 営業費用合計                                             | 335,709                                     | 253,068                                      |
| 営業利益又は営業損失 (△)                                     | △1,588,746                                  | △1,987,920                                   |
| 経常利益又は経常損失 (△)                                     | △1,588,746                                  | △1,987,920                                   |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)                                   | △1,588,746                                  | △1,987,920                                   |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額<br>又は一部解約に伴う当期純損失金額の<br>分配額 (△) | 89,832                                      | △1,167,362                                   |
| 期首剰余金又は期首欠損金 (△)                                   | 1,149,281                                   | △1,209,257                                   |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                                     | —                                           | 820,170                                      |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額<br>又は欠損金減少額                        | —                                           | 820,170                                      |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                                     | 679,960                                     | 80,803                                       |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額<br>又は欠損金増加額                        | 659,761                                     | —                                            |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額<br>又は欠損金増加額                        | 20,199                                      | 80,803                                       |
| 分配金                                                | —                                           | —                                            |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△)                                   | △1,209,257                                  | △1,290,448                                   |

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                            |                                                                                             |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法         | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。         |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法      | 為替予約取引<br>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間の取扱い<br>平成30年11月25日が休日のため、第10期計算期間末日を平成30年11月26日としております。                                |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目                  | 第9期計算期間<br>(平成30年5月25日現在)                      | 第10期計算期間<br>(平成30年11月26日現在)                    |
|---------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 1. 期首元本額            | 35,899,154 円                                   | 17,496,992 円                                   |
| 期中追加設定元本額           | 2,612,864 円                                    | 717,772 円                                      |
| 期中一部解約元本額           | 21,015,026 円                                   | 11,401,165 円                                   |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 17,496,992 口                                   | 6,813,599 口                                    |
| 3. 元本の欠損            | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,209,257 円であります。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,290,448 円であります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目          | 第9期計算期間<br>(自 平成29年11月28日<br>至 平成30年5月25日)                                                                                                                                                                    | 第10期計算期間<br>(自 平成30年5月26日<br>至 平成30年11月26日)                                                                                                                                                              |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. その他費用の内訳 | 監査費用 162,000 円であります。                                                                                                                                                                                          | 監査費用 162,000 円であります。                                                                                                                                                                                     |
| 2. 分配金の計算過程 | 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (1,209,642 円) 及び分配準備積立金 (152,020 円) より分配対象額は 1,361,662 円 (1 口当たり 0.077823 円) であります。なお、分配は行っておりません。 | 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (0 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (476,107 円) 及び分配準備積立金 (80,563 円) より分配対象額は 556,670 円 (1 口当たり 0.081700 円) であります。なお、分配は行っておりません。 |

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

| 項目                           | 第10期計算期間<br>(自 平成30年 5月26日<br>至 平成30年11月26日)                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針              | 当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。                                                                                                                                                                             |
| 2. 金融商品の内容及び<br>当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務並びに有価証券であり、その詳細を附属明細表に記載しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券等の金融商品に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制            | コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。<br>また、プロダクト・マネジメント部では、運用に関するリスク管理を行っております。                                                                                                                                                |

II 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                             | 第9期計算期間及び<br>第10期計算期間                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び<br>その差額       | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。                                                                                                                                                                       |
| 2. 時価の算定方法                     | (1) 有価証券<br>「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(2) デリバティブ取引<br>「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。<br>(3) 上記以外の金融商品<br>短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項<br>についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。                        |

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類        | 第9期計算期間<br>(平成30年5月25日現在) | 第10期計算期間<br>(平成30年11月26日現在) |
|-----------|---------------------------|-----------------------------|
|           | 当期間の損益に含まれた<br>評価差額（円）    | 当期間の損益に含まれた<br>評価差額（円）      |
| 親投資信託受益証券 | △800,172                  | △712,575                    |
| 合計        | △800,172                  | △712,575                    |

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(通貨関連)

| 種類                  | 第9期計算期間<br>(平成30年5月25日現在) |           |            |             | 第10期計算期間<br>(平成30年11月26日現在) |           |           |             |
|---------------------|---------------------------|-----------|------------|-------------|-----------------------------|-----------|-----------|-------------|
|                     | 契約額等                      |           | 時価<br>(円)  | 評価損益<br>(円) | 契約額等                        |           | 時価<br>(円) | 評価損益<br>(円) |
|                     | (円)                       | うち<br>1年超 |            |             | (円)                         | うち<br>1年超 |           |             |
| 市場取引以外の取引<br>為替予約取引 |                           |           |            |             |                             |           |           |             |
| 買 建                 | 15,936,390                | —         | 15,159,460 | △776,930    | 5,213,727                   | —         | 5,189,670 | △24,057     |
| ユーロ                 | 15,936,390                | —         | 15,159,460 | △776,930    | 5,213,727                   | —         | 5,189,670 | △24,057     |
| 合計                  | 15,936,390                | —         | 15,159,460 | △776,930    | 5,213,727                   | —         | 5,189,670 | △24,057     |

(注) 時価の算定方法

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

- ① 計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該仲値で評価しております。
- ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - (イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
  - (ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

|              | 第9期計算期間<br>(平成30年5月25日現在) | 第10期計算期間<br>(平成30年11月26日現在) |
|--------------|---------------------------|-----------------------------|
| 1口当たり純資産額    | 0.9309円                   | 0.8106円                     |
| (1万口当たり純資産額) | (9,309円)                  | (8,106円)                    |

#### (4) 【附属明細表】

##### ① 有価証券明細表（平成 30 年 11 月 26 日現在）

###### イ. 株式

該当事項はありません。

###### ロ. 株式以外の有価証券

| 種類        | 銘柄名          | 券面総額      | 評価額（円）    | 備考 |
|-----------|--------------|-----------|-----------|----|
| 親投資信託受益証券 | 東京再開発マザーファンド | 4,546,603 | 5,340,439 |    |
| 親投資信託受益証券 | 合計           | 4,546,603 | 5,340,439 |    |
|           | 合計           | 4,546,603 | 5,340,439 |    |

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### ② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### ③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引等に関する注記）の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。

#### （参考情報）

当ファンドは、「東京再開発マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は、前記「東京再開発ファンド」に記載のとおりであります。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

「東京再開発ファンド」

(平成30年12月28日現在)

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| I 資産総額               | 65,952,511円 |
| II 負債総額              | 165,208円    |
| III 純資産総額(I－II)      | 65,787,303円 |
| IV 発行済数量             | 80,555,649口 |
| V 1単位当たり純資産額(III／IV) | 0.8167円     |

「東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型」

(平成30年12月28日現在)

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| I 資産総額               | 22,888,795円 |
| II 負債総額              | 38,913円     |
| III 純資産総額(I－II)      | 22,849,882円 |
| IV 発行済数量             | 29,310,964口 |
| V 1単位当たり純資産額(III／IV) | 0.7796円     |

「東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型」

(平成30年12月28日現在)

|                      |            |
|----------------------|------------|
| I 資産総額               | 4,913,058円 |
| II 負債総額              | 223,742円   |
| III 純資産総額(I－II)      | 4,689,316円 |
| IV 発行済数量             | 6,284,839口 |
| V 1単位当たり純資産額(III／IV) | 0.7461円    |

(参考)「東京再開発マザーファンド」

(平成30年12月28日現在)

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| I 資産総額               | 91,790,767円 |
| II 負債総額              | 0円          |
| III 純資産総額(I－II)      | 91,790,767円 |
| IV 発行済数量             | 84,128,421口 |
| V 1単位当たり純資産額(III／IV) | 1.0911円     |

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

5. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

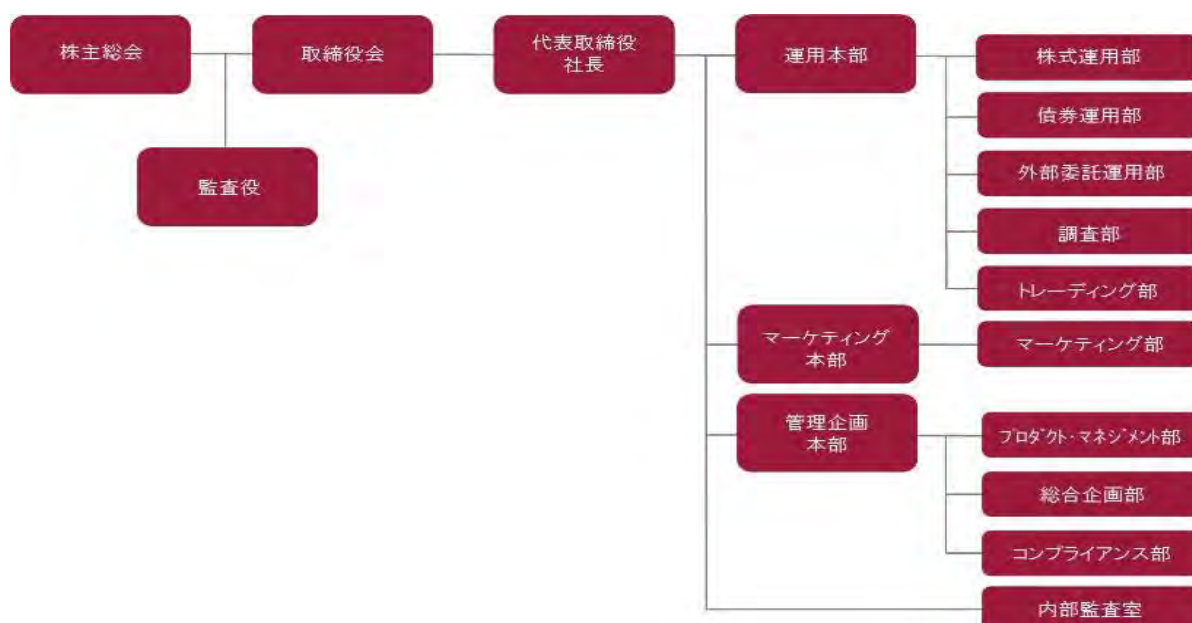
#### 1【委託会社等の概況】（平成30年12月末日現在）

##### (1) 資本金等

- ① 資本金の額  
280百万円
- ② 会社が発行する株式総数  
40,000株
- ③ 発行済株式総数  
8,595株
- ④ 過去5年間における資本金の増減  
該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

##### ① 会社の組織図

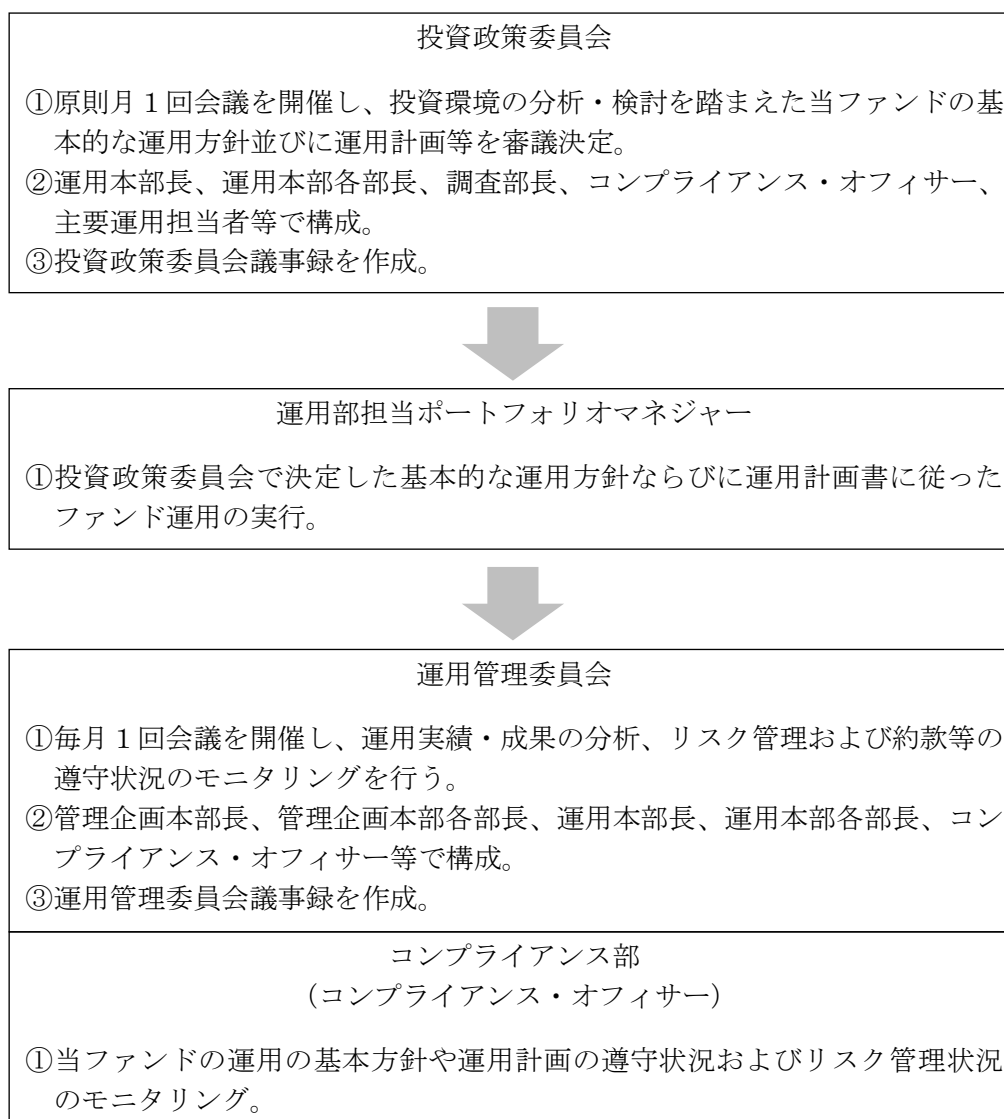


(注) 上記組織は、平成30年12月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

##### ② 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務、常務を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

### ③ 投資信託の運用の流れ



(注) 上記組織は、平成30年12月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成30年12月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

| 種類 |     |        | 本数  | 純資産総額     |
|----|-----|--------|-----|-----------|
| 公募 | 追加型 | 株式投資信託 | 26本 | 28,636百万円 |

(親投資信託を除く)

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- 2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表並びに中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人五大により監査及び中間監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成 30 年 6 月 20 日

キャピタル アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指 定 社 員 公認会計士  
業務執行社員

宮村和哉

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 15 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成 30 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## (1) 【貸借対照表】

|            |          | 前事業年度<br>(平成29年 3 月31日) |         | 当事業年度<br>(平成30年 3 月31日) |         |
|------------|----------|-------------------------|---------|-------------------------|---------|
| 区分         | 注記<br>番号 | 金額(千円)                  |         | 金額(千円)                  |         |
| (資産の部)     |          |                         |         |                         |         |
| I 流動資産     |          |                         |         |                         |         |
| 1 現金及び預金   |          |                         | 49,281  |                         | 247,071 |
| 2 未収委託者報酬  |          |                         | 35,577  |                         | 60,819  |
| 3 未収運用受託報酬 |          |                         | 2,126   |                         | 102,790 |
| 4 立替金      |          |                         | 12,270  |                         | 12,348  |
| 5 前払費用     |          |                         | 3,142   |                         | 5,157   |
| 6 預け金      |          |                         | 5,491   |                         | 500     |
| 7 その他      |          |                         | 407     |                         | 22      |
| 流動資産合計     |          |                         | 108,299 |                         | 428,710 |
| II 固定資産    |          |                         |         |                         |         |
| 1 有形固定資産   | ※1       |                         | 5,963   |                         | 9,840   |
| (1) 建物     |          | 3,424                   |         | 2,826                   |         |
| (2) 器具備品   |          | 2,538                   |         | 2,490                   |         |
| (3) リース資産  |          | -                       |         | 4,524                   |         |
| 2 無形固定資産   |          |                         | 12,977  |                         | 3,552   |
| (1) 電話加入権  |          | 52                      |         | 52                      |         |
| (2) ソフトウェア |          | 12,925                  |         | 3,500                   |         |
| 3 投資その他の資産 |          |                         | 83,947  |                         | 86,594  |
| (1) 投資有価証券 |          | 72,846                  |         | 75,695                  |         |
| (2) 敷金     |          | 10,600                  |         | 10,898                  |         |
| (3) 差押債権   | ※2       | 410,743                 |         | -                       |         |
| (4) 長期預け金  |          | 500                     |         | -                       |         |
| (5) 貸倒引当金  | ※3       | △410,743                |         | -                       |         |
| 固定資産合計     |          |                         | 102,888 |                         | 99,987  |
| 資産合計       |          |                         | 211,187 |                         | 528,698 |

|                    |          | 前事業年度<br>(平成29年 3 月31日) |          | 当事業年度<br>(平成30年 3 月31日) |         |
|--------------------|----------|-------------------------|----------|-------------------------|---------|
| 区分                 | 注記<br>番号 | 金額 (千円)                 |          | 金額 (千円)                 |         |
| (負債の部)             |          |                         |          |                         |         |
| I 流動負債             |          |                         |          |                         |         |
| 1 未払金              |          |                         | 10,086   |                         | 13,569  |
| 2 未払代行手数料          |          |                         | 16,984   |                         | 29,632  |
| 3 未払費用             |          |                         | 5,035    |                         | 73,205  |
| 4 未払法人税等           |          |                         | 7,041    |                         | 76,087  |
| 5 未払消費税等           |          |                         | -        |                         | 8,286   |
| 6 賞与引当金            |          |                         | 6,000    |                         | 9,500   |
| 7 預り金              |          |                         | 1,848    |                         | 3,473   |
| 8 前受収益             |          |                         | 229      |                         | -       |
| 9 リース債務            |          |                         | -        |                         | 970     |
| 流動負債合計             |          |                         | 47,225   |                         | 214,724 |
| II 固定負債            |          |                         |          |                         |         |
| 1 預り敷金             |          |                         | 1,750    |                         | -       |
| 2 長期未払金            |          |                         | -        |                         | 2,229   |
| 3 繰延税金負債           |          |                         | -        |                         | 474     |
| 4 訴訟損失引当金          |          |                         | 10,192   |                         | -       |
| 5 リース債務            |          |                         | -        |                         | 3,951   |
| 固定負債合計             |          |                         | 11,942   |                         | 6,654   |
| 負債合計               |          |                         | 59,167   |                         | 221,379 |
| (純資産の部)            |          |                         |          |                         |         |
| I 株主資本             |          |                         |          |                         |         |
| 1 資本金              |          |                         | 280,000  |                         | 280,000 |
| 2 資本剰余金            |          |                         | 55,251   |                         | 55,251  |
| (1) 資本準備金          |          | 55,251                  |          | 55,251                  |         |
| 3 利益剰余金            |          |                         | △180,772 |                         | △29,008 |
| (1) その他利益剰余金       |          |                         |          |                         |         |
| 繰越利益剰余金            |          | △180,772                |          | △29,008                 |         |
| 株主資本合計             |          |                         | 154,478  |                         | 306,243 |
| II 評価・換算差額等        |          |                         |          |                         |         |
| 1 その他有価証券評価<br>差額金 |          |                         | △2,458   |                         | 1,075   |
| 評価・換算差額等合計         |          |                         | △2,458   |                         | 1,075   |
| 純資産合計              |          |                         | 152,019  |                         | 307,318 |
| 負債及び純資産合計          |          |                         | 211,187  |                         | 528,698 |

## (2) 【損益計算書】

|              |          | 前事業年度<br>(自 平成28年 4 月 1 日<br>至 平成29年 3 月 31 日) |         | 当事業年度<br>(自 平成29年 4 月 1 日<br>至 平成30年 3 月 31 日) |           |
|--------------|----------|------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------|-----------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額(千円)                                         |         | 金額(千円)                                         |           |
| I 営業収益       | ※1       |                                                |         |                                                |           |
| 1 委託者報酬      |          |                                                | 453,649 |                                                | 845,980   |
| 2 運用受託報酬     |          |                                                | 91,565  |                                                | 281,016   |
| 営業収益合計       |          |                                                | 545,214 |                                                | 1,126,996 |
| II 営業費用      |          |                                                |         |                                                |           |
| 1 支払手数料      |          |                                                | 230,191 |                                                | 452,862   |
| 2 広告宣伝費      |          |                                                | 1,269   |                                                | 14,694    |
| 3 調査費        |          |                                                | 20,516  |                                                | 32,371    |
| 4 委託計算費      |          |                                                | 19,764  |                                                | 22,393    |
| 5 営業雑経費      |          |                                                | 20,520  |                                                | 17,933    |
| (1) 通信費      |          | 3,754                                          |         | 1,657                                          |           |
| (2) 協会費      |          | 1,744                                          |         | 1,419                                          |           |
| (3) 印刷費      |          | 15,021                                         |         | 14,855                                         |           |
| 営業費用合計       |          |                                                | 292,262 |                                                | 540,255   |
| III 一般管理費    | ※1       |                                                |         |                                                |           |
| 1 給料         |          |                                                | 141,562 |                                                | 182,104   |
| (1) 役員報酬     |          | 39,600                                         |         | 44,361                                         |           |
| (2) 給料・手当    |          | 86,648                                         |         | 96,486                                         |           |
| (3) 賞与       |          | 5,100                                          |         | 6,865                                          |           |
| (4) 賞与引当金繰入額 |          | 6,000                                          |         | 9,500                                          |           |
| (5) 退職金      |          | 2,229                                          |         | -                                              |           |
| (6) 退職給付費用   |          | -                                              |         | 4,581                                          |           |
| (7) 法定福利費    |          | 1,984                                          |         | 20,308                                         |           |
| 2 旅費交通費      |          |                                                | 4,195   |                                                | 6,157     |
| 3 租税公課       |          |                                                | 7,264   |                                                | 8,307     |
| 4 不動産賃借料     |          |                                                | 14,517  |                                                | 14,758    |
| 5 減価償却費      |          |                                                | 6,672   |                                                | 5,493     |
| 6 業務委託費      |          |                                                | 52,140  |                                                | 119,821   |
| 7 その他一般管理費   |          |                                                | 14,071  |                                                | 15,781    |
| 一般管理費合計      |          |                                                | 240,423 |                                                | 352,424   |
| 営業利益         |          |                                                | 12,528  |                                                | 234,316   |
| IV 営業外収益     | ※1       |                                                |         |                                                |           |
| 1 受取利息       |          |                                                | 7       |                                                | 9         |
| 2 有価証券利息     |          |                                                | 97      |                                                | -         |
| 3 受取配当金      |          |                                                | 183     |                                                | 1,205     |
| 4 不動産賃貸料収入   |          |                                                | 3,689   |                                                | 638       |
| 5 為替差益       |          |                                                | 448     |                                                | -         |
| 6 雑収入        |          |                                                | 32      |                                                | 1         |
| 営業外収益合計      |          |                                                | 4,457   |                                                | 1,854     |
| V 営業外費用      |          |                                                |         |                                                |           |
| 1 支払利息       |          |                                                | -       |                                                | 21        |
| 2 為替差損       |          |                                                | -       |                                                | 2,127     |

|                           |          | 前事業年度<br>(自 平成28年 4 月 1 日<br>至 平成29年 3 月31日) |          | 当事業年度<br>(自 平成29年 4 月 1 日<br>至 平成30年 3 月31日) |         |
|---------------------------|----------|----------------------------------------------|----------|----------------------------------------------|---------|
| 区分                        | 注記<br>番号 | 金額(千円)                                       |          | 金額(千円)                                       |         |
| 営業外費用合計                   |          |                                              | -        |                                              | 2,148   |
| 経常利益                      |          |                                              | 16,986   |                                              | 234,022 |
| Ⅵ 特別利益                    |          |                                              |          |                                              |         |
| 1 投資有価証券売却益               |          |                                              | 432      |                                              | -       |
| 特別利益合計                    |          |                                              | 432      |                                              | -       |
| Ⅶ 特別損失                    |          |                                              |          |                                              |         |
| 1 固定資産除却損                 | ※2       |                                              | 18       |                                              | 6,017   |
| 2 投資有価証券売却損               |          |                                              | 2,730    |                                              | -       |
| 3 減損損失                    |          |                                              | 486      |                                              | -       |
| 4 訴訟損失                    | ※3       |                                              | 420,936  |                                              | 2,522   |
| 特別損失合計                    |          |                                              | 424,171  |                                              | 8,540   |
| 税引前当期純利益又は税引前当期<br>純損失(△) |          |                                              | △406,753 |                                              | 225,482 |
| 法人税、住民税及び事業税              |          |                                              | 6,887    |                                              | 73,717  |
| 当期純利益又は当期純損失(△)           |          |                                              | △413,641 |                                              | 151,764 |

### (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

|                         | 株主資本    |        |              |          | 評価・<br>換算差額等         |
|-------------------------|---------|--------|--------------|----------|----------------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金  | 利益剰余金        | 株主資本合計   | その他<br>有価証券<br>評価差額金 |
|                         |         | 資本準備金  | その他利益<br>剰余金 |          |                      |
|                         |         |        | 繰越利益<br>剰余金  |          |                      |
| 当期首残高                   | 280,000 | 55,251 | 232,868      | 568,119  | △14,012              |
| 当期変動額                   |         |        |              | -        |                      |
| 当期純損失（△）                |         |        | △413,641     | △413,641 |                      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |        |              | -        | 11,553               |
| 当期変動額合計                 | -       | -      | △413,641     | △413,641 | 11,553               |
| 当期末残高                   | 280,000 | 55,251 | △180,772     | 154,478  | △2,458               |

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

|                         | 株主資本    |        |              |         | 評価・<br>換算差額等         |
|-------------------------|---------|--------|--------------|---------|----------------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金  | 利益剰余金        | 株主資本合計  | その他<br>有価証券<br>評価差額金 |
|                         |         | 資本準備金  | その他利益<br>剰余金 |         |                      |
|                         |         |        | 繰越利益<br>剰余金  |         |                      |
| 当期首残高                   | 280,000 | 55,251 | △180,772     | 154,478 | △2,458               |
| 当期変動額                   |         |        |              | -       |                      |
| 当期純利益                   |         |        | 151,764      | 151,764 |                      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |        |              | -       | 3,533                |
| 当期変動額合計                 |         |        | 151,764      | 151,764 | 3,533                |
| 当期末残高                   | 280,000 | 55,251 | △29,008      | 306,243 | 1,075                |

[重要な会計方針]

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |        |      |       |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------|------|-------|
| <p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p>        | <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法を採用しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |        |      |       |
| <p>2 固定資産の減価償却の方法</p>            | <p>（１）有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法によっております。</p> <p>ただし、平成28年４月１日以降に取得する建物附属設備は定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="683 645 981 712"> <tr> <td>建物</td> <td>５年～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>４年～５年</td> </tr> </table> <p>（２）無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。</p> <p>（３）リース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> | 建物 | ５年～15年 | 器具備品 | ４年～５年 |
| 建物                               | ５年～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    |        |      |       |
| 器具備品                             | ４年～５年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |        |      |       |
| <p>3 引当金の計上基準</p>                | <p>貸倒引当金</p> <p>係争中の訴訟事案に係る差押債権について、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>訴訟損失引当金</p> <p>係争中の訴訟に対する損失に備えるため、当事業年度末において必要と認められる金額を計上しております。</p>                                                                                                                                                                                                                          |    |        |      |       |
| <p>4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>消費税等の会計処理</p> <p>税抜方式によっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |        |      |       |

[注記事項]

(貸借対照表関係)

| 前事業年度<br>(平成29年 3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 当事業年度<br>(平成30年 3月31日)                                                                                                                                                                                |       |      |         |                                                                                                                                                                  |    |         |      |         |       |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------|------|---------|-------|-------|
| <p>※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table> <tr> <td>建物</td><td>947千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>6,454千円</td></tr> </table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 建物                                                                                                                                                                                                    | 947千円 | 器具備品 | 6,454千円 | <p>※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table> <tr> <td>建物</td><td>1,546千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>7,786千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>156千円</td></tr> </table> | 建物 | 1,546千円 | 器具備品 | 7,786千円 | リース資産 | 156千円 |
| 建物                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 947千円                                                                                                                                                                                                 |       |      |         |                                                                                                                                                                  |    |         |      |         |       |       |
| 器具備品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 6,454千円                                                                                                                                                                                               |       |      |         |                                                                                                                                                                  |    |         |      |         |       |       |
| 建物                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1,546千円                                                                                                                                                                                               |       |      |         |                                                                                                                                                                  |    |         |      |         |       |       |
| 器具備品                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 7,786千円                                                                                                                                                                                               |       |      |         |                                                                                                                                                                  |    |         |      |         |       |       |
| リース資産                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 156千円                                                                                                                                                                                                 |       |      |         |                                                                                                                                                                  |    |         |      |         |       |       |
| <p>※ 2. 注記 5. に記載の係争事件について、平成26年10月17日付けの東京地方裁判所の判決に仮執行宣言が付与されていたため、ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社は強制執行手続を行い、平成26年12月10日付けで東京地方裁判所から当社が有する債権を対象とする債権差押及び転付命令が送達されました。当該債権差押及び転付命令の対象となった債権のうち東京法務局に対する供託金及び支払期の到来した委託者報酬債権について未払助言報酬相殺後の金額を差押債権として計上しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>2. —</p>                                                                                                                                                                                           |       |      |         |                                                                                                                                                                  |    |         |      |         |       |       |
| <p>※ 3. 係争事件</p> <p>平成25年 4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）による報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年 3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年 8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年 6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士費用の総額529,457千円の支払いを要求してきたものであります。</p> <p>東京地方裁判所は、平成26年10月17日付けで平成26年 3月28日までの期間に係わる助言報酬、成功報酬及び弁護士報酬の総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払いを命じる判決を言い渡しました。当社は、この判決を不服とし、判決の取消しを求め、平成26年10月29日に東京高等裁判所に控訴し、当社の正当性を訴えて参りました。</p> <p>しかしながら、東京高等裁判所は、平成29年 2月 9日付けで、第一審判決取消しの控訴を棄却するとの判決を言い渡しました。当社はこの判決を不服とし、平成29年 3月 6日に最高裁判所に上告しましたが、これまでの判決結果を踏まえ、既に差押を受けた債権（差押債権）について、回収可能性を勘案し貸倒引当金を計上するとともに、訴訟損失として必要と認められる金額を訴訟損失引当金として計上いたしました。</p> | <p>3. 係争事件</p> <p>当社のファンド運用に関して投資顧問契約を締結していた助言会社「ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド」社からの報酬支払履行の訴訟に関して、平成30年 4月10日に最高裁判所が上告棄却及び上告受理申立てを不受理とする決定を行ったことから、本係争事件は終結し、総額466,365千円並びにこれらに係る遅延利息の支払を命じる判決が確定しております。</p> |       |      |         |                                                                                                                                                                  |    |         |      |         |       |       |

## (損益計算書関係)

| 前事業年度<br>(自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日)                                  | 当事業年度<br>(自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日)                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。<br>支払手数料 106,761千円<br>不動産賃貸料収入 3,689千円 | ※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。<br>支払手数料 168,949千円<br>業務委託費 110,205千円<br>不動産賃貸料収入 638千円 |
| ※2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。<br>器具備品 18千円                                 | ※2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。<br>ソフトウェア 6,017千円                                             |
| ※3. 訴訟損失の内容は次のとおりであります。<br>貸倒引当金繰入額 410,743千円<br>訴訟損失引当金繰入額 10,192千円    | 3. —                                                                                     |

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数<br>(株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(株) | 当事業年度末<br>株式数<br>(株) |
|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 発行済株式 |                       |                       |                       |                      |
| 普通株式  | 8,705                 | —                     | —                     | 8,705                |
| 合計    | 8,705                 | —                     | —                     | 8,705                |

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

|       | 当事業年度期首<br>株式数<br>(株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(株) | 当事業年度末<br>株式数<br>(株) |
|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 発行済株式 |                       |                       |                       |                      |
| 普通株式  | 8,705                 | —                     | —                     | 8,705                |
| 合計    | 8,705                 | —                     | —                     | 8,705                |

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクにも晒されています。

#### （3）金融商品にかかるリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

##### ② 市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

##### ③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

#### （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

| 種類           | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|--------------|----------|---------|--------|
| (1) 現金及び預金   | 49,281   | 49,281  | —      |
| (2) 未収委託者報酬  | 35,577   | 35,577  | —      |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,126    | 2,126   | —      |
| (4) 立替金      | 12,270   | 12,270  | —      |
| (5) 預け金      | 5,491    | 5,491   | —      |
| (6) 投資有価証券   | 72,846   | 72,846  | —      |
| (7) 敷金       | 10,600   | 7,285   | △3,315 |
| (8) 差押債権     | 410,743  |         |        |
| 貸倒引当金（※1）    | △410,743 |         |        |
|              | —        | —       | —      |
| 資産計          | 188,196  | 184,881 | △3,315 |
| (1) 未払金      | 10,086   | 10,086  | —      |
| (2) 未払代行手数料  | 16,984   | 16,984  | —      |
| (3) 未払費用     | 5,035    | 5,035   | —      |
| (4) 未払法人税等   | 7,041    | 7,041   | —      |
| (5) 預り金      | 1,848    | 1,848   | —      |
| (6) 預り敷金     | 1,750    | 1,158   | △591   |
| 負債計          | 42,745   | 42,154  | △591   |

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

| 種類           | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|--------------|----------|---------|--------|
| (1) 現金及び預金   | 247,071  | 247,071 | —      |
| (2) 未収委託者報酬  | 60,819   | 60,819  | —      |
| (3) 未収運用受託報酬 | 102,790  | 102,790 | —      |
| (4) 立替金      | 12,348   | 12,348  | —      |
| (5) 預け金      | 500      | 500     | —      |
| (6) 投資有価証券   | 75,695   | 75,695  | —      |
| (7) 敷金       | 10,898   | 8,077   | △2,821 |
| 資産計          | 510,125  | 507,303 | △2,821 |
| (1) 未払金      | 13,569   | 13,569  | —      |
| (2) 未払代行手数料  | 29,632   | 29,632  | —      |
| (3) 未払費用     | 73,205   | 73,205  | —      |
| (4) 未払法人税等   | 76,087   | 76,087  | —      |
| (5) 未払消費税等   | 8,286    | 8,286   | —      |
| (6) 預り金      | 3,473    | 3,473   | —      |
| (7) リース債務    | 4,921    | 4,902   | △19    |
| 負債計          | 209,175  | 209,156 | △19    |

※1. 差押債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資産

① 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、立替金、預け金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 投資有価証券

主に取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

③ 敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

④ 差押債権

差押債権については、回収見込額により時価を算定しております。

負債

① 未払金、未払代行手数料、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 預り敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

③ リース債務

将来のキャッシュ・フローに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

|       | 前事業年度<br>(平成29年3月31日) | 当事業年度<br>(平成30年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 長期未払金 | -                     | 2,229                 |
| 合計    | -                     | 2,229                 |

長期未払金については、正確に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

|          | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|----------|---------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金   | 49,281  | —           | —            | —    |
| 未収委託者報酬  | 35,577  | —           | —            | —    |
| 未収運用受託報酬 | 2,126   | —           | —            | —    |
| 立替金      | 12,270  | —           | —            | —    |
| 預け金      | 5,491   | —           | —            | —    |
| 合計       | 104,749 | —           | —            | —    |

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

|          | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|----------|---------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金   | 247,071 | —           | —            | —    |
| 未収委託者報酬  | 60,819  | —           | —            | —    |
| 未収運用受託報酬 | 102,790 | —           | —            | —    |
| 立替金      | 12,348  | —           | —            | —    |
| 預け金      | 500     | —           | —            | —    |
| 合計       | 423,531 | —           | —            | —    |

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

|       | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| リース債務 | 970  | 994         | 1,019       | 1,045       | 891         | —   |
| 合計    | 970  | 994         | 1,019       | 1,045       | 891         | —   |

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度 (平成29年 3 月31日)

(単位：千円)

|                              | 種類      | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差 額    |
|------------------------------|---------|----------|--------|--------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を<br>超えるもの  | (1) 株式  | 26,964   | 26,897 | 67     |
|                              | (2) 債券  | -        | -      | -      |
|                              | (3) その他 | 1,181    | 1,000  | 181    |
|                              | 小計      | 28,146   | 27,897 | 249    |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を<br>超えないもの | (1) 株式  | -        | -      | -      |
|                              | (2) 債券  | -        | -      | -      |
|                              | (3) その他 | 44,700   | 47,408 | △2,707 |
|                              | 小計      | 44,700   | 47,408 | △2,707 |
| 計                            |         | 72,846   | 75,305 | △2,458 |

当事業年度 (平成30年 3 月31日)

(単位：千円)

|                              | 種類      | 貸借対照表計上額 | 取得原価   | 差額     |
|------------------------------|---------|----------|--------|--------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を<br>超えるもの  | (1) 株式  | 30,299   | 26,897 | 3,402  |
|                              | (2) 債券  | -        | -      | -      |
|                              | (3) その他 | 1,178    | 1,000  | 178    |
|                              | 小計      | 31,477   | 27,897 | 3,580  |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価を<br>超えないもの | (1) 株式  | -        | -      | -      |
|                              | (2) 債券  | -        | -      | -      |
|                              | (3) その他 | 44,217   | 46,248 | △2,030 |
|                              | 小計      | 44,217   | 46,248 | △2,030 |
| 計                            |         | 75,695   | 74,145 | 1,549  |

(注) 減損処理にあたっては、事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)

(単位：千円)

| 区分      | 売却額    | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|--------|---------|---------|
| (1) 株式  | -      | -       | -       |
| (2) 債券  | 10,170 | 81      | -       |
| (3) その他 | 50,943 | 351     | △2,730  |
| 計       | 61,113 | 432     | △2,730  |

当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

| 項目                                                             | 前事業年度<br>(自 平成28年4月1日<br>至 平成29年3月31日) |                 | 当事業年度<br>(自 平成29年4月1日<br>至 平成30年3月31日) |                 |
|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-----------------|----------------------------------------|-----------------|
|                                                                | 単位：千円                                  |                 | 単位：千円                                  |                 |
| 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳                                | 繰延税金資産                                 |                 | 繰延税金資産                                 |                 |
|                                                                | 貸倒引当金                                  | 125,769         | 貸倒引当金                                  | 127,300         |
|                                                                | 賞与引当金                                  | 1,851           | 賞与引当金                                  | 2,908           |
|                                                                | 未払事業税                                  | 789             | 未払事業税                                  | 3,002           |
|                                                                | 訴訟損失引当金                                | 3,120           | 訴訟損失引当金                                | 2,362           |
|                                                                | 投資有価証券評価差額金                            | 752             | 退職給付費用                                 | <u>1,404</u>    |
|                                                                | その他                                    | <u>797</u>      | 繰延税金資産小計                               | 136,978         |
|                                                                | 繰延税金資産小計                               | 133,082         | 評価性引当額                                 | <u>△136,978</u> |
|                                                                | 評価性引当額                                 | <u>△133,082</u> | 繰延税金資産合計                               | <u>-</u>        |
|                                                                | 繰延税金資産合計                               | <u>-</u>        | 繰延税金負債                                 |                 |
|                                                                |                                        |                 | 投資有価証券評価差額金                            | <u>474</u>      |
|                                                                |                                        |                 | 繰延税金負債合計                               | <u>474</u>      |
|                                                                |                                        |                 |                                        |                 |
| 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 | 税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。         |                 | 法定実効税率                                 | 30.86%          |
|                                                                |                                        |                 | (調整)                                   |                 |
|                                                                |                                        |                 | 交際費等永久に損金に算入されない項目                     | 0.68%           |
|                                                                |                                        |                 | 住民税均等割                                 | 0.13%           |
|                                                                |                                        |                 | 評価性引当額                                 | 2.09%           |
|                                                                |                                        |                 | その他                                    | <u>△1.07%</u>   |
|                                                                |                                        |                 | 税効果会計適用後の法人税等の負担率                      | 32.69%          |

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

| 投資信託の名称         | 営業収益    | 関連するサービスの種類 |
|-----------------|---------|-------------|
| CAMベトナムファンド     | 249,799 | 投資運用業       |
| ベトナム成長株インカムファンド | 65,449  | 投資運用業       |

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

| 投資信託の名称         | 営業収益    | 関連するサービスの種類 |
|-----------------|---------|-------------|
| CAMベトナムファンド     | 581,817 | 投資運用業       |
| ベトナム成長株インカムファンド | 150,124 | 投資運用業       |

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

| 種類  | 会社等の<br>名称又は氏名      | 所在地         | 資本金<br>(百万円) | 事業の<br>内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連<br>当事者<br>との関係 | 取引の<br>内容              | 取引<br>金額<br>(千円) | 科目           | 期末<br>残高<br>(千円) |
|-----|---------------------|-------------|--------------|-------------------|-------------------------------|-------------------|------------------------|------------------|--------------|------------------|
| 親会社 | キャピタル・パートナーズ<br>証券㈱ | 東京都<br>千代田区 | 1,000        | 金融商品<br>取扱会社      | (被所有)<br>直接<br>94.8           | 業務受託              | 証券代行<br>手数料の支払<br>(注1) | 106,761          | 未払代行<br>手数料  | 5,459            |
|     |                     |             |              |                   |                               |                   | 業務委託費<br>の支払(注2)       | 26,876           | —            | —                |
|     |                     |             |              |                   |                               |                   | 建物の賃貸<br>(注3)          | 3,689            | 前受収益<br>預り敷金 | 229<br>1,750     |

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

| 種類  | 会社等の<br>名称又は氏名      | 所在地         | 資本金<br>(百万円) | 事業の<br>内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連<br>当事者<br>との関係 | 取引の<br>内容              | 取引<br>金額<br>(千円) | 科目          | 期末<br>残高<br>(千円) |
|-----|---------------------|-------------|--------------|-------------------|-------------------------------|-------------------|------------------------|------------------|-------------|------------------|
| 親会社 | キャピタル・パートナーズ<br>証券㈱ | 東京都<br>千代田区 | 1,000        | 金融商品<br>取扱会社      | (被所有)<br>直接<br>94.8           | 業務受託              | 証券代行<br>手数料の支払<br>(注1) | 168,949          | 未払代行<br>手数料 | 4,558            |
|     |                     |             |              |                   |                               |                   | 業務委託費<br>の支払(注2)       | 110,205          | —           | —                |
|     |                     |             |              |                   |                               |                   | 建物の賃貸<br>(注3)          | 638              | —           | —                |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。

(注2) 提供を受ける業務内容に基き、交渉のうえ価格等を決定しております。

(注3) 使用面積割合等に基き、賃貸料金額等の取引条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

キャピタル・パートナーズ証券株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

| 項目                                   | 前事業年度<br>(自 平成28年 4 月 1 日<br>至 平成29年 3 月31日)                                                          | 当事業年度<br>(自 平成29年 4 月 1 日<br>至 平成30年 3 月31日)                                   |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1 株当たり純資産額                           | 17,463円49銭                                                                                            | 35,303円68銭                                                                     |
| 1 株当たり当期純利益金額又は<br>1 株当たり当期純損失金額 (△) | △47,517円65銭<br><br>なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期<br>純利益金額については、1 株当たり当<br>期純損失であり、また、潜在株式が存在<br>しないため記載しておりません。 | 17,434円22銭<br><br>なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純<br>利益金額については、潜在株式が存在し<br>ないため記載しておりません。 |

(注 1) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 項目                       | 前事業年度<br>平成29年 3 月31日 | 当事業年度<br>平成30年 3 月31日 |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部の合計額                | 152,019               | 307,318               |
| 純資産の部の合計額から控除する金額        | -                     | -                     |
| 普通株式に係る純資産額              | 152,019               | 307,318               |
| 1 株当たり純資産の算定に用いられる普通株式の数 | 8,705                 | 8,705                 |

(注 2) 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 項目                              | 前事業年度<br>(自 平成28年 4 月 1 日<br>至 平成29年 3 月31日) | 当事業年度<br>(自 平成29年 4 月 1 日<br>至 平成30年 3 月31日) |
|---------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)            | △413,641                                     | 151,764                                      |
| 普通株主に帰属しない金額                    | -                                            | -                                            |
| 普通株式に係る当期純利益金額又は<br>当期純損失金額 (△) | △413,641                                     | 151,764                                      |
| 普通株式の期中平均株式数(株)                 | 8,705                                        | 8,705                                        |

(重要な後発事象)

## 1. 株式移転による共同持株会社の設立

当社は平成30年6月7日開催の取締役会において、当社及びキャピタル・パートナーズ証券株式会社（以下「CPS」といいます。）が平成30年10月1日を効力発生日（予定）として、株式移転の方法により完全親会社であるキャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社を（以下「共同持株会社」といいます。）を設立することに係る株式移転計画を承認決議いたしました。

### (1) 共同持株会社設立の目的

当社グループが更なる成長を遂げるためには、グループ全体を見渡し、限られた経営資源の最適配分を行い、事業単位での成長力を強化していく必要があります。このためにも、持株会社体制に移行し、本持株会社に管理・統括機能を集中させることが効果的であると判断したものであります。

### (2) 株式移転の日程

|                |                            |
|----------------|----------------------------|
| 平成30年6月7日      | 株式移転計画の承認取締役会<br>株式移転計画の締結 |
| 平成30年6月27日（予定） | 株式移転計画の承認定時株主総会            |
| 平成30年10月1日（予定） | 持株会社設立登記日（効力発生日）           |

### (3) 株式移転の方法

当社及びキャピタル・パートナーズ証券株式会社を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

### (4) 株式移転比率

|        | 当社    | CPS |
|--------|-------|-----|
| 株式移転比率 | 2.727 | 1   |

当社の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式2.727株を割当て交付いたします。CPSの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。

ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当社及びCPS両社協議の上、変更することがあります。

### (5) 共同持株会社の概要

①商号 キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社

②本店所在地 東京都千代田区

③代表者の氏名 代表取締役 筒井 豊春

④資本金の額 1,000,000,000円

⑤事業の目的

1. 当会社は次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。

① 金融商品取引法に規定する金融商品取引業

② その他の金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務

③ 内外経済、金融および資本市場に関する調査研究およびその受託に付帯または関連する業務

④ 商品投資顧問業

⑤ 不動産の売買、賃貸借およびその仲介に係る業務

⑥ 損害保険代理業務

⑦ 出版事業、広告代理業およびその他の情報サービスに係る業務

⑧ 教育・文化に係る業務

2. 当会社は、前項に関連する全ての業務を営むことが出来る。

(6) 今後の見通し

本株式移転による業績への影響は軽微であります。

2. 資本準備金の額の減少並びに剰余金処分

当社は、平成30年6月7日開催の取締役会において、平成30年6月27日開催予定の第15回定時株主総会に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の目的

本件は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を填補し早期に財務体質の健全化を図るとともに、早期の配当体制の実現を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行ったうえで、同法第452条の規定に基づき、剰余金の処分を行うものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

減少する資本準備金の額

平成30年3月31日現在の資本準備金の額55,251,250円を29,008,063円減少して26,243,187円とし、減少する資本準備金の全額を、その他資本剰余金に振替える処理を行います。

(3) 剰余金処分の（その他資本剰余金の繰越利益剰余金への振替）内容

上記記載の資本準備金の額の減少によって増加するその他資本剰余金29,008,063円の全額を、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。これによりその他資本剰余金は0円、繰越利益剰余金は0円となります。

(4) 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

|           |                |
|-----------|----------------|
| 取締役会決議日   | 平成30年6月7日      |
| 定時株主総会決議日 | 平成30年6月27日（予定） |
| 効力発生日     | 平成30年6月28日（予定） |

本件は、会社法第449条第1項但書の要件に該当するため、債権者異議手続きは発生いたしません。

(5) その他の重要な事項

本件は、貸借対照表の「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、業績に与える影響はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成 30 年 12 月 19 日

キャピタル アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士

宮村和哉

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの第 16 事業年度の中間会計期間（平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成 30 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 中間財務諸表等

## 1 中間財務諸表

### (1) 中間貸借対照表

|            |          | 当中間会計期間<br>(平成30年9月30日) |         |
|------------|----------|-------------------------|---------|
| 区分         | 注記<br>番号 | 金額(千円)                  |         |
| (資産の部)     |          |                         |         |
| I 流動資産     |          |                         |         |
| 1 現金及び預金   |          |                         | 265,888 |
| 2 未収委託者報酬  |          |                         | 67,692  |
| 3 未収運用受託報酬 |          |                         | 2,321   |
| 4 立替金      |          |                         | 10,071  |
| 5 前払費用     |          |                         | 3,792   |
| 6 その他      |          |                         | 551     |
| 流動資産合計     |          |                         | 350,318 |
| II 固定資産    |          |                         |         |
| 1 有形固定資産   | ※1       |                         | 10,460  |
| (1) 建物     |          | 2,578                   |         |
| (2) 器具備品   |          | 3,826                   |         |
| (3) リース資産  |          | 4,056                   |         |
| 2 無形固定資産   |          |                         | 3,052   |
| (1) 電話加入権  |          | 52                      |         |
| (2) ソフトウェア |          | 3,000                   |         |
| 3 投資その他の資産 |          |                         | 73,284  |
| (1) 投資有価証券 |          | 62,569                  |         |
| (2) 敷金・保証金 |          | 10,714                  |         |
| 固定資産合計     |          |                         | 86,797  |
| 資産合計       |          |                         | 437,116 |

|                |          | 当中間会計期間<br>(平成30年 9 月30日) |         |
|----------------|----------|---------------------------|---------|
| 区分             | 注記<br>番号 | 金額 (千円)                   |         |
| (負債の部)         |          |                           |         |
| I 流動負債         |          |                           |         |
| 1 未払金          |          |                           | 5,408   |
| 2 未払代行手数料      |          |                           | 33,299  |
| 3 未払費用         |          |                           | 6,764   |
| 4 未払法人税等       |          |                           | 1,671   |
| 5 賞与引当金        |          |                           | 5,070   |
| 6 預り金          |          |                           | 2,206   |
| 7 リース債務        |          |                           | 982     |
| 8 その他          | ※ 2      |                           | 9,065   |
| 流動負債合計         |          |                           | 64,469  |
| II 固定負債        |          |                           |         |
| 1 長期未払金        |          |                           | 2,229   |
| 2 繰延税金負債       |          |                           | 151     |
| 3 リース債務        |          |                           | 3,457   |
| 固定負債合計         |          |                           | 5,837   |
| 負債合計           |          |                           | 70,306  |
| (純資産の部)        |          |                           |         |
| I 株主資本         |          |                           |         |
| 1 資本金          |          |                           | 280,000 |
| 2 資本剰余金        |          |                           | 26,243  |
| (1) 資本準備金      |          | 26,243                    |         |
| 3 利益剰余金        |          |                           | 60,223  |
| (1) その他利益剰余金   |          |                           |         |
| 繰越利益剰余金        |          | 60,223                    |         |
| 株主資本合計         |          |                           | 366,466 |
| II 評価・換算差額等    |          |                           |         |
| 1 その他有価証券評価差額金 |          |                           | 343     |
| 評価・換算差額等合計     |          |                           | 343     |
| 純資産合計          |          |                           | 366,809 |
| 負債及び純資産合計      |          |                           | 437,116 |

## (2) 中間損益計算書

|              |          | 当中間会計期間<br>(自 平成30年4月 1 日<br>至 平成30年9月30日) |         |
|--------------|----------|--------------------------------------------|---------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額(千円)                                     |         |
| I 営業収益       |          |                                            |         |
| 1 委託者報酬      |          |                                            | 429,104 |
| 2 運用受託報酬     |          |                                            | 22,090  |
| 営業収益合計       |          |                                            | 451,195 |
| II 営業費用      |          |                                            |         |
| 1 支払手数料      |          |                                            | 174,416 |
| 2 広告宣伝費      |          |                                            | 4,811   |
| 3 調査費        |          |                                            | 16,319  |
| 4 委託計算費      |          |                                            | 12,889  |
| 5 営業雑経費      |          |                                            | 13,516  |
| (1) 通信費      |          | 820                                        |         |
| (2) 協会費      |          | 710                                        |         |
| (3) 印刷費      |          | 11,985                                     |         |
| 営業費用合計       |          |                                            | 221,953 |
| III 一般管理費    |          |                                            |         |
| 1 給料         |          |                                            | 96,857  |
| (1) 役員報酬     |          | 23,390                                     |         |
| (2) 給料・手当    |          | 55,392                                     |         |
| (3) 賞与引当金繰入額 |          | 5,070                                      |         |
| (4) 退職給付費用   |          | 2,776                                      |         |
| (5) 法定福利費    |          | 10,228                                     |         |
| 2 旅費交通費      |          |                                            | 3,100   |
| 3 租税公課       |          |                                            | 1,781   |
| 4 不動産賃借料     |          |                                            | 8,451   |
| 5 減価償却費      |          |                                            | 2,116   |
| 6 業務委託費      |          |                                            | 43,083  |
| 7 その他一般管理費   |          |                                            | 13,233  |
| 一般管理費合計      |          |                                            | 168,624 |
| 営業利益         |          |                                            | 60,617  |

※ 1

|              |          | 当中間会計期間<br>(自 平成30年4月 1 日<br>至 平成30年9月30日) |        |
|--------------|----------|--------------------------------------------|--------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額(千円)                                     |        |
| IV 営業外収益     |          |                                            |        |
| 1 受取利息       |          |                                            | 8      |
| 2 為替差益       |          |                                            | 704    |
| 3 雑収入        |          |                                            | 177    |
| 営業外収益合計      |          |                                            | 890    |
| V 営業外費用      |          |                                            |        |
| 1 支払利息       |          |                                            | 59     |
| 2 雑損失        |          |                                            | 0      |
| 営業外費用合計      |          |                                            | 59     |
| 経常利益         |          |                                            | 61,448 |
| VI 特別利益      |          |                                            |        |
| 1 投資有価証券償還差益 |          |                                            | 180    |
| 特別利益合計       |          |                                            | 180    |
| VII 特別損失     |          |                                            |        |
| 1 投資有価証券売却損  |          |                                            | 1,261  |
| 特別損失合計       |          |                                            | 1,261  |
| 税引前中間純利益     |          |                                            | 60,368 |
| 法人税、住民税及び事業税 |          |                                            | 145    |
| 中間純利益        |          |                                            | 60,223 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

| 項目                        | 当中間会計期間<br>(自 平成30年 4 月 1 日<br>至 平成30年 9 月30日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |         |      |         |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------|------|---------|
| 1 有価証券の評価基準および評価方法        | <p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの</p> <p>中間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの</p> <p>移動平均法による原価法を採用しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |    |         |      |         |
| 2 固定資産の減価償却の方法            | <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）</p> <p>定率法によっております。</p> <p>ただし、平成28年 4 月 1 日以降に取得する建物附属設備は定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td><td>5 年～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4 年～5 年</td></tr> </table> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> | 建物 | 5 年～15年 | 器具備品 | 4 年～5 年 |
| 建物                        | 5 年～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |         |      |         |
| 器具備品                      | 4 年～5 年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |         |      |         |
| 3 引当金の計上基準                | <p>賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |    |         |      |         |
| 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理</p> <p>税抜方式によっております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |         |      |         |

(追加情報)

資本準備金の額の減少並びに剰余金処分

平成30年 6 月27日開催の第15期定時株主総会の決議により、資本準備金を29,008千円減少させ、その他資本剰余金に振替えた後、同日付でその他資本剰余金を29,008千円減少させ、繰越利益剰余金に振替え、欠損填補を行っております。

(中間貸借対照表関係)

| 当中間会計期間<br>(平成30年 9 月30日)                        |         |
|--------------------------------------------------|---------|
| ※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。                   |         |
| 建物                                               | 1,794千円 |
| 器具備品                                             | 8,686千円 |
| リース資産                                            | 624千円   |
| ※ 2. 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 |         |

(中間損益計算書関係)

|                                                                                     |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <p style="text-align: center;">当中間会計期間<br/>(自 平成30年 4 月 1 日<br/>至 平成30年 9 月30日)</p> |         |
| <p>※ 1. 減価償却費の内容は次の通りであります。</p>                                                     |         |
| 有形固定資産減価償却費額                                                                        | 1,616千円 |
| 無形固定資産減価償却費額                                                                        | 499千円   |

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成30年 9 月30日)

金融商品の時価などに関する事項

平成30年 9 月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

|              | 中間貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|--------------|------------|---------|--------|
| (1) 現金及び預金   | 265,888    | 265,888 | —      |
| (2) 未収委託者報酬  | 67,692     | 67,692  | —      |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,321      | 2,321   | —      |
| (4) 立替金      | 10,071     | 10,071  | —      |
| (5) 投資有価証券   | 62,569     | 62,569  | —      |
| (6) 敷金・保証金   | 10,714     | 8,070   | △2,644 |
| 資産計          | 419,258    | 416,614 | △2,644 |
| (1) 未払金      | 5,408      | 5,408   | —      |
| (2) 未払代行手数料  | 33,299     | 33,299  | —      |
| (3) 未払費用     | 6,764      | 6,764   | —      |
| (4) 未払法人税等   | 1,671      | 1,671   | —      |
| (5) 預り金      | 2,206      | 2,206   | —      |
| (6) リース債務    | 4,439      | 4,420   | △19    |
| 負債計          | 53,790     | 53,771  | △19    |

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 立替金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託は基準価額、その他は取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6) 敷金・保証金

敷金・保証金の時価は、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払代行手数料、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

将来のキャッシュ・フローに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

長期未払金（中間貸借対照表計上額2,229千円）については、正確に将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成30年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの  
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

|                                | 種類      | 中間貸借対照表価額 | 取得原価   | 差額     |
|--------------------------------|---------|-----------|--------|--------|
| 中間貸借対照表<br>計上額が取得原価<br>を超えるもの  | (1) 株式  | 28,772    | 26,897 | 1,875  |
|                                | (2) その他 | —         | —      | —      |
|                                | 小計      | 28,772    | 26,897 | 1,875  |
| 中間貸借対照表<br>計上額が取得原価<br>を超えないもの | (1) 株式  | —         | —      | —      |
|                                | (2) その他 | 33,796    | 35,177 | △1,380 |
|                                | 小計      | 33,796    | 35,177 | △1,380 |
| 合計                             |         | 62,569    | 62,074 | 495    |

(注) 減損処理にあたっては、中間会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 投資信託の名称         | 営業収益     | 関連するサービスの種類 |
|-----------------|----------|-------------|
| CAM ベトナムファンド    | 210, 283 | 投資運用業       |
| ベトナム成長株インカムファンド | 171, 122 | 投資運用業       |

#### (1 株当たり情報)

| 項目                                                   | 当中間会計期間<br>(自 平成30年 4 月 1 日<br>至 平成30年 9 月30日) |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 1 株当たり純資産額                                           | 42, 137円82銭                                    |
| 1 株当たり中間純利益                                          | 6, 918円20銭                                     |
| なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |                                                |

(注 1) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目                      | 当中間会計期間<br>(平成30年 9 月30日) |
|-------------------------|---------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円)           | 366, 809                  |
| 普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円) | 366, 809                  |
| 普通株式の中間会計期間末株式数(株)      | 8, 705                    |

(注 2) 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目               | 当中間会計期間<br>(自 平成30年 4 月 1 日<br>至 平成30年 9 月30日) |
|------------------|------------------------------------------------|
| 中間純利益(千円)        | 60, 223                                        |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | —                                              |
| 普通株式に係る中間純利益(千円) | 60, 223                                        |
| 普通株式の期中平均株式数(株)  | 8, 705                                         |

#### (重要な後発事象)

##### 株式移転による共同持株会社の設立

当社とキャピタル・パートナーズ証券株式会社（以下「CPS」という。）は、当社における平成30年6月27日開催の、CPSにおける平成30年6月26日開催のそれぞれの定時株主総会において承認を受けた株式移転計画に基づいて、平成30年10月1日をもって、共同持株会社であるキャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社を設立致しました。この株式移転に関する事項は、下記の通りです。

#### (1) 株式移転の目的

当社は、平成22年3月に、CPSの系列資産運用会社として発足したものでありますが、親証券会社であるCPSから独立して経営することで、「顧客本位の業務運営」をより充実すべく、当社とCPSを並列におき、2社の完全親会社として共同持株会社を設立するものであります。

また、今後当社グループが更なる成長を遂げるためには、グループ全体を見渡し、限られた経営資源の最適配分を行い、事業単位での競争力を強化していく必要があります。このためにも、持株会社体制に移行し、本持株会社に管理・統括機能を集中させることが効果的であると判断したものであります。

(2) 株式移転の要旨

① 株式移転の日程

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 平成30年5月29日 | 株式移転計画の承認取締役会（CPS）   |
| 平成30年6月7日  | 株式移転計画の承認取締役会（当社）    |
|            | 株式移転計画の締結（当社及びCPS）   |
| 平成30年6月26日 | 株式移転計画の承認定時株主総会（CPS） |
| 平成30年6月27日 | 株式移転計画の承認定時株主総会（当社）  |
| 平成30年10月1日 | 持株会社設立登記日（効力発生日）     |

② 株式移転の方式

当社及びCPSを株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転方式を採用しております。

③ 株式移転比率

| 会社名    | 当社    | CPS |
|--------|-------|-----|
| 株式移転比率 | 2.727 | 1   |

（注1）株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式2.727株を、CPSの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付しております。

（注2）共同持株会社が交付した新株式数

普通株式：155,386株

(3) 共同持株会社の概要

|        |                                                                                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商号     | ： キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社                                                                                                         |
| 本店所在地  | ： 東京都千代田区内神田一丁目13番7号                                                                                                                |
| 代表者の氏名 | ： 代表取締役 筒井 豊春                                                                                                                       |
| 事業の内容  | ： 金融商品取引業及び内外経済・金融及び資本市場に関する調査研究、商品投資顧問業、不動産関連業務、損害保険代理店業務、出版事業・広告代理業及びその他の情報サービスに係る業務、教育・文化に係る業務などを行うグループ内傘下子会社の経営管理及びこれに付帯する一切の業務 |
| 資本金の額  | ： 1,000,000千円                                                                                                                       |

(4) 自己株式の消却

当社は、平成30年9月25日開催の取締役会において、株式移転の効力発生日に自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

① 自己株式の消却を行う理由

本株式移転に関して行使される会社法806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得することとなる自己株式の消却を行うものであります。

② 消却した株式の種類

普通株式

③ 消却した株式の総数

110株

④ 消却実施日

平成30年10月1日

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、④および⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### ① 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### ② 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

東京再開発ファンド

約 款

キャピタル アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

信託約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、主として、東京再開発関連ビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な信託財産の成長を追求します。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

東京再開発マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、東京再開発関連ビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な信託財産の成長を追求します。
- ② 投資にあたっては、以下の点に留意しながら運用を行うことを基本とします。  
イ．銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。
- ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 市況動向および資金動向により、上記の様な運用が行えない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限  
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限  
株式への実質投資割合は、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限  
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資制限  
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限  
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債への投資制限  
同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑧ 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産へは投資しません。
- ⑨ 有価証券先物取引等の範囲  
有価証券先物取引等は、信託約款第20条の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引の範囲  
スワップ取引は、信託約款第21条の範囲で行います。

⑪ 金利先渡取引の範囲

金利先渡取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

⑫ デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

② 各計算期末に、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
東京再開発ファンド

約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、キャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第24条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意の上、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年5月27日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類、取得申込の条件)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款（別の名前で同様の権利義務関係を規定する約款を含むものとします。）にしたがい積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、指定販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、原則として、日本の取引所または銀行の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行いません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等

が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りします。）
  - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、キャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された東京再開発マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）を以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
7. 株券または新株引受権証書
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融証券取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融証券取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第1項第17号で定めるものをいいます。）
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものおよび第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券の受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
  - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
  - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

- 第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、第18条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、転換社債の転換、新株予約権（「転換社債型新株予約権付社債」の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（先物取引等の運用指図および範囲）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適

合していることを確認するものとします。

- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、毎年5月26日から11月25日まで、並びに毎年11月26日から翌年5月25日までとします。ただし、第1計算期間は、平成26年1月16日から平成26年5月26日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(信託財産に関する報告等)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第34条 投資信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産から支弁します。

② 投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

③ 前各項の諸経費の他、以下に定める費用（以下、「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

1. 法律顧問に対する報酬および費用

2. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用

4. 投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

5. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用

6. 投資信託振替制度に係る手数料および費用

7. 投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）

④ 委託者は前2項に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託者はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができるものとします。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託者に支払います。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155（税抜き）の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末を含む毎月25日（当該日が休業日のときは、その翌営業日とします。）の翌営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から

支弁します。

(収益の分配方式)

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資)

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとし、）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、

また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第38条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第39条 受益者が、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第37条第3項に規定する支払開始日から

10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、委託者に、毎ファンド営業日（日本の取引所または銀行の休業日を除く暦日）に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中に残存口数が減少し運用が困難となった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第40条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第49条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第50条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.capital-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

平成26年1月16日

委託者 東京都千代田区内神田一丁目 13 番 7 号  
キャピタル アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型

約 款

キャピタル アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

信託約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、主として、東京再開発関連ビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な信託財産の成長を追求します。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

東京再開発マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、東京再開発関連ビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な信託財産の成長を追求します。
- ② 投資にあたっては、以下の点に留意しながら運用を行うことを基本とします。  
イ．銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。
- ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 市況動向および資金動向により、上記の様な運用が行えない場合があります。
- ⑤ 保有資産に対し、原則として円売り、米ドル買いの為替取引を行います。

#### (3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限  
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限  
株式への実質投資割合は、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限  
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資制限  
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限  
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債への投資制限  
同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑧ 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑨ 有価証券先物取引等の範囲  
有価証券先物取引等は、信託約款第20条の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、信託約款第21条の範囲で行います。

⑪ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の範囲

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

⑫ デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

② 各計算期末に、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型

約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、キャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第25条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金100億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意の上、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年5月27日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類、取得申込の条件）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する

「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款(別の名前で同様の権利義務関係を規定する約款を含むものとします。)にしたがい積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、指定販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、原則として、日本の取引所または銀行の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行いません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といことがあります。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権

の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りします。）
  - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として、キャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された東京再開発マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）を以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
7. 株券または新株引受権証書
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融証券取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融証券取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第1項第17号で定めるものをいいます。）
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
  20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第7号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものおよび第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
    1. 預金
    2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
    3. コール・ローン
    4. 手形割引市場において売買される手形
    5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
    6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
  - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
  - ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券の受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
  - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
  - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第

3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、第18条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、転換社債の転換、新株予約権（「転換社債型新株予約権付社債」の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなし

た額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外国為替予約取引の指図)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理する

ものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第28条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第29条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条 この信託の計算期間は、毎年5月26日から11月25日まで、並びに毎年11月26日から翌年5月25日までとします。ただし、第1計算期間は、平成26年1月16日から平成26年5月26日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

（信託財産に関する報告等）

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第35条 投資信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産から支弁します。

② 投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

③ 前各項の諸経費の他、以下に定める費用（以下、「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

1. 法律顧問に対する報酬および費用
2. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
4. 投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
6. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
7. 投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）

④ 委託者は前2項に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託者はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができるものとします。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託者に支払います。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155（税抜き）の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末を含む毎月25日（当該日が休業日のときは、その翌営業日とします。）の翌営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資)

第38条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかか

る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとしします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとしします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第39条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第40条 受益者が、収益分配金については第38条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第38条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第41条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、委託者に、毎ファンド営業日（日本の取引所または銀行の休業日を除く暦日）に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額としします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額としします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第42条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中に残存口数が減少し運用が困難となった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第49条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用をうけません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第50条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第51条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.capital-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 2条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

平成26年1月16日

委託者 東京都千代田区内神田一丁目 13 番 7 号  
キャピタル アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型

約 款

キャピタル アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

信託約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、主として、東京再開発関連ビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な信託財産の成長を追求します。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

東京再開発マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、東京再開発関連ビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な信託財産の成長を追求します。
- ② 投資にあたっては、以下の点に留意しながら運用を行うことを基本とします。  
イ. 銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。
- ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 市況動向および資金動向により、上記の様な運用が行えない場合があります。
- ⑤ 保有資産に対し、原則として円売り、ユーロ買いの為替取引を行います。

#### (3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限  
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限  
株式への実質投資割合は、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限  
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資制限  
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限  
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債への投資制限  
同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑧ 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑨ 有価証券先物取引等の範囲  
有価証券先物取引等は、信託約款第20条の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、信託約款第21条の範囲で行います。

⑪ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の範囲

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

⑫ デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3. 収益分配方針

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

② 各計算期末に、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、収益分配を行わないことがあります。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型

約 款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、キャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第25条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金100億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意の上、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年5月27日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類、取得申込の条件）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する

「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下「指定販売会社」といいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款(別の名前で同様の権利義務関係を規定する約款を含むものとします。)にしたがい積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、指定販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、原則として、日本の取引所または銀行の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行いません。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」といことがあります。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権

の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、主として、キャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された東京再開発マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）を以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
7. 株券または新株引受権証書
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融証券取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融証券取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの（金融商品取引法第2条第1項第17号で定めるものをいいます。）
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
  20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、第7号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものおよび第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
    1. 預金
    2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
    3. コール・ローン
    4. 手形割引市場において売買される手形
    5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
    6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
  - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
  - ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券の受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
  - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条まで、第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
  - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第

3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、第18条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、転換社債の転換、新株予約権（「転換社債型新株予約権付社債」の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなし

た額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外国為替予約取引の指図)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理する

ものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第28条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第29条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条 この信託の計算期間は、毎年5月26日から11月25日まで、並びに毎年11月26日から翌年5月25日までとします。ただし、第1計算期間は、平成26年1月16日から平成26年5月26日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

（信託財産に関する報告等）

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第35条 投資信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産から支弁します。

② 投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

③ 前各項の諸経費の他、以下に定める費用（以下、「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。

1. 法律顧問に対する報酬および費用
2. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
4. 投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
5. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
6. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
7. 投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）

④ 委託者は前2項に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託者はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を受けることができるものとします。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託者に支払います。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155（税抜き）の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末を含む毎月25日（当該日が休業日のときは、その翌営業日とします。）の翌営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資)

第38条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかか

る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとしします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとしします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第39条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第40条 受益者が、収益分配金については第38条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第38条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第41条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、委託者に、毎ファンド営業日（日本の取引所または銀行の休業日を除く暦日）に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額としします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額としします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第42条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中に残存口数が減少し運用が困難となった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、

受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第49条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第50条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第51条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.capital-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 2条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

平成26年1月16日

委託者 東京都千代田区内神田一丁目 13 番 7 号  
キャピタル アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
三井住友信託銀行株式会社

親 投 資 信 託

東京再開発マザーファンド

約 款

キャピタル アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

信託約款第15条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、主として、東京再開発関連ビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、収益および長期的な元本の成長を追求します。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

東京再開発関連ビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① 主として、東京再開発関連ビジネスを行う企業もしくは関連企業によって発行された比較的流動性の高い株式および株式関連証券に投資し、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。
- ② 上記、株式および株式関連証券の組入比率は、市況等の状況の変化により機動的に判断します。
- ③ 投資にあたっては、以下の点に留意しながら運用を行うことを基本とします。  
イ. 銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。
- ④ 当初設定直後、大量の追加設定または換金が発生したとき、市況の急激な変化が、予想される  
とき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資制限  
株式への投資割合は、制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限  
新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資制限  
同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限  
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債への投資制限  
同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 有価証券先物取引等の範囲  
有価証券先物取引等は、信託約款第17条の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引の範囲  
スワップ取引は、信託約款第18条の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の範囲  
金利先渡し取引および為替先渡し取引は、信託約款第19条の範囲で行います。
- ⑪ デリバティブ取引等に係る投資制限  
デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

親 投 資 信 託  
東京再開発マザーファンド  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、キャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第14条第1項、同条第2項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項および第2項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託に係る受益証券(第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第6条、第36条、第38条第2項および第44条において同じ。)の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第 6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするキャピタルアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を限度として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示したものとします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益

証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をしたときにおいて、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りします。）
  - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）を以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
7. 株券または新株引受権証書
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融証券取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融証券取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有する

もの（金融商品取引法第2条第1項第17号で定めるものをいいます。）

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものおよび第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条、第13条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第17条から第20条まで、第25条および第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第12条、第13条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第17条から第20条まで、第25条および第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第16条 委託者が投資することを指図する株式は、第15条の運用の基本方針の範囲内で、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、転換社債の転換、新株予約権（「転換社債型新株予約権付社債」の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(先物取引等の運用指図および範囲)

第17条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記

純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図および範囲)

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

⑤ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第21条 委託者は、外貨建資産への投資の指図を行いません。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第29条 この信託の計算期間は、毎年11月26日から翌年11月25日までとします。ただし、第1計算期間は、平成25年11月25日から平成26年11月25日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息

は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第32条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第33条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第34条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに（ただし、第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合を除きます。）、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約の一部解約)

第37条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議で否決された場合を除き、

当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.capital-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 第19条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

平成25年11月25日

委託者 東京都千代田区内神田一丁目 13 番 7 号  
キャピタル アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号  
三井住友信託銀行株式会社